

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月24日
【事業年度】	第5期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社ウィルコム
【英訳名】	WILLCOM,Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 喜久川 政樹
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03－5400－5700（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 高木 宏恭
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03－5400－5700（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 高木 宏恭
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益（百万円）	84,913	210,242	247,559	254,615	203,038
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	△4,731	△27,408	△872	2,029	6,617
当期純利益又は当期純損失（△） （百万円）	△9,202	△27,388	△972	1,893	6,075
純資産額（百万円）	45,488	18,157	17,301	19,219	25,398
総資産額（百万円）	240,569	213,924	212,810	205,916	199,217
1株当たり純資産額（円）	38,325.50	15,298.77	14,479.02	15,996.72	21,091.22
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額（△）（円）	△5,601.15	△23,076.27	△819.74	1,595.59	5,118.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	18.9	8.5	8.1	9.2	12.5
自己資本利益率（％）	△14.5	△86.1	△5.5	10.5	27.6
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	22,632	23,317	45,847	24,645	29,787
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△8,891	△25,191	△31,286	△28,229	△20,271
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△6,736	△18,546	△3,710	△7,000	△9,623
現金及び現金同等物の期末残高（百 万円）	23,613	3,192	14,043	3,459	3,351
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）（人）	875 (183)	945 (238)	997 (323)	1,038 (434)	1,081 (449)

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第1期については、平成16年10月1日にPHS事業を承継するまでは休眠状態であり、実質的な事業活動期間は6ヶ月となっております。

3. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第3期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

6. 第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社の株式は非上場であるため市場価格がなく、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益（百万円）	84,838	209,832	247,079	254,073	202,507
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	△4,736	△27,396	△982	1,865	6,401
当期純利益又は当期純損失（△） （百万円）	△9,203	△27,377	△1,028	1,819	5,975
資本金（百万円）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数（株）	1,186,890	1,186,890	1,186,890	1,186,890	1,186,890
純資産額（百万円）	45,486	18,167	17,224	19,048	25,103
総資産額（百万円）	240,650	214,028	212,806	205,826	198,991
1株当たり純資産額（円）	38,324.00	15,306.60	14,440.45	15,895.25	20,905.92
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額（△）（円）	△5,602.23	△23,066.94	△866.15	1,532.68	5,034.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	18.9	8.5	8.1	9.2	12.4
自己資本利益率（％）	△14.5	△86.0	△5.8	10.1	27.3
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
配当性向（％）	—	—	—	—	—
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）（人）	855 (183)	924 (237)	977 (321)	1,018 (430)	1,061 (443)

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第1期については、平成16年10月1日にPHS事業を承継するまでは休眠状態であり、実質的な事業活動期間は6ヶ月となっております。

3. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第3期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

6. 第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社の株式は非上場であるため市場価格がなく、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

2【沿革】

当社の前身は、平成2年10月に設立されたジエलगローリーリーシング有限会社ですが、PHS（Personal Handy-phone System）事業を営む（旧）ディーディーアイポケット株式会社からその全営業を吸収分割により承継する以前は、レバレッジド・リースを行うスキーム上の必要から設立されたいわゆる特別目的会社（SPC）であり、当社は、かかる承継時には実質的に休眠状態にありました。

当社は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までを第1期事業年度としており、平成16年4月以降の沿革は、以下のとおりであります。

年 月	事 項
平成16年5月	ジエलगローリーリーシング有限会社からカーライル・ジャパン・ホールディングス・シックス有限会社に商号変更。
平成16年10月	有限会社から株式会社へ組織変更し、カーライル・ジャパン・ホールディングス・シックス株式会社（以下、「シックス株式会社」といいます。）に商号変更。
平成16年12月	（旧）ディーディーアイポケットの全営業を承継し、PHSサービスを開始するとともに、ディーディーアイポケット株式会社に商号変更。
平成16年12月	株式会社ウィルコム沖縄を設立。
平成17年1月	カーライル・ジャパン・ホールディングス・セブン株式会社（以下、「セブン株式会社」といいます。）と合併。（注） 当社の連結子会社である株式会社ウィルコム沖縄が、株式会社アステル沖縄の事業を譲受けし、PHSサービスを開始。
平成17年2月	商号を株式会社ウィルコムに変更。

（注）セブン株式会社の沿革は次のとおりであります。なお、同社も、シックス株式会社同様、以前はレバレッジド・リースを行うスキーム上の必要から設立されたいわゆる特別目的会社（SPC）であり、（旧）ディーディーアイポケットにかかる事業承継が行われた時点においては、実質的に休眠状態にありました。

平成2年10月 ジエलगローリーリーシング有限会社設立。

平成16年4月 ジエलगローリーリーシング有限会社からカーライル・ジャパン・ホールディングス・セブン有限会社に商号変更。

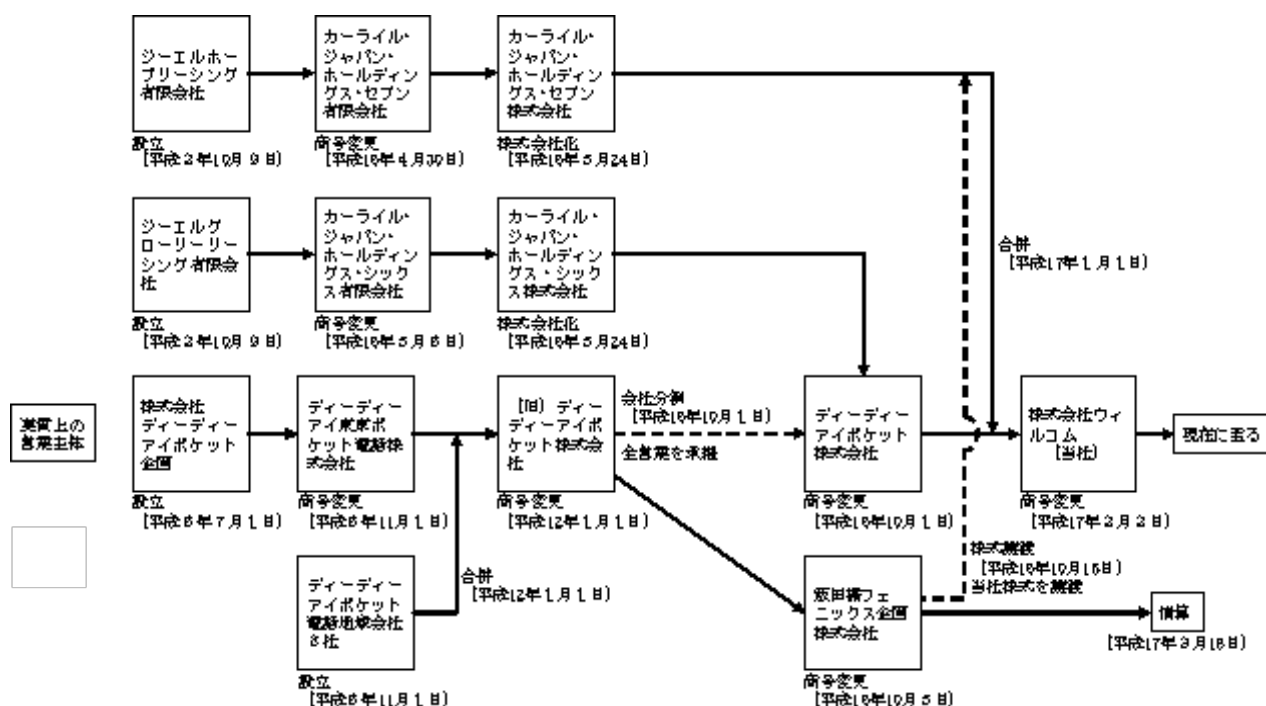
平成16年5月 有限会社から株式会社へ組織変更し、セブン株式会社に商号変更。

平成17年1月 当社と合併。

(参考) 当社にその全営業の承継をさせた(旧)ディーディーアイポケットの沿革は以下のとおりであります。

年 月	事 項
平成6年7月 平成6年11月	株式会社ディーディーアイポケット企画を設立。 ディーディーアイ東京ポケット電話株式会社に商号変更。 ディーディーアイ北海道ポケット電話株式会社、ディーディーアイ東北ポケット電話株式会社、 ディーディーアイ北陸ポケット電話株式会社、ディーディーアイ東海ポケット電話株式会社、 ディーディーアイ関西ポケット電話株式会社、ディーディーアイ中国ポケット電話株式会社、 ディーディーアイ四国ポケット電話株式会社及びディーディーアイ九州ポケット電話株式会社を 設立。
平成7年1月	第一種電気通信事業の許可を郵政省(現:総務省)から受ける。
平成7年7月	北海道、関東ブロックでPHS電話サービス開始。
平成7年10月	東北、北陸、東海、関西、中国、四国及び九州ブロックでPHS電話サービス開始。
平成12年1月	ディーディーアイ北海道ポケット電話株式会社、ディーディーアイ東北ポケット電話株式会社、 ディーディーアイ北陸ポケット電話株式会社、ディーディーアイ東海ポケット電話株式会社、 ディーディーアイ関西ポケット電話株式会社、ディーディーアイ中国ポケット電話株式会社、 ディーディーアイ四国ポケット電話株式会社及びディーディーアイ九州ポケット電話株式会社と 合併し、「(旧)ディーディーアイポケット株式会社」に商号変更。
平成16年10月 平成17年3月	当社に全営業を譲渡し、飯田橋フェニックス企画株式会社に商号変更。 清算終了。

なお、当社の変遷及び当社が旧ディーディーアイポケットの全営業を承継した経緯は以下のとおりであります。



3【事業の内容】

「第一部 企業情報 第1 企業の概況 2 沿革」に記載のとおり、当社は、平成16年10月1日を分割期日として（旧）ディーディーアイポケットの全営業を承継し、PHSサービスを開始しております。

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成され、電気通信事業法に基づきPHSによる通信サービスの提供を主たる事業としております。また、その他に、かかる事業に附帯する業務として主にPHS端末の販売を行っております。平成21年3月31日現在、当社グループが提供している主たるサービスは以下のとおりであります。

(1) 電気通信事業

当社及び株式会社ウィルコム沖縄は、PHSによる音声通話サービス及びデータ通信サービスの提供を行っております。

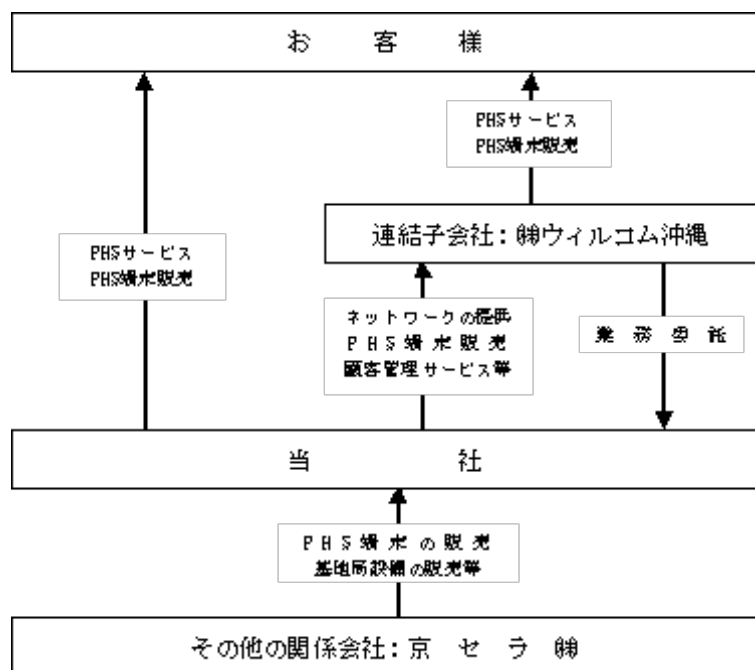
(2) 附帯事業

当社及び株式会社ウィルコム沖縄は、当社グループのPHSサービス利用顧客の獲得を行う販売代理店及びお客様に対して、PHS端末の販売を行っております。

なお、当社及び株式会社ウィルコム沖縄は、PHS事業のみを行っているため、本書においては、事業の種類別セグメントについては記載しておりません。

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。（平成21年3月31日現在）

〔事業系統図〕



なお、当社の事業に関連する法律事項として次のものがあります。

当社は、電気通信事業法に基づき、総務大臣の登録を受けた電気通信事業者であり、その事業を行うにあたり、同法に基づく土地の使用権等に関する認定を受けております。また、当社は、その事業を行うにあたり、電波法に基づく免許等を受けております。その概要は下記のとおりであります。

① 電気通信事業法

1. 電気通信事業者の取扱いに係る通信の秘密は、侵してはならない。（第4条第1項）
2. 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。（第6条）
3. 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であって総務省令で定めるものについても、同様とする。（第8条第1項）
4. 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模および当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。（第9条）
5. 総務大臣は、登録の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、または申請書もしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。（第12条第1項）
 - (a) 電気通信事業法または有線電気通信法もしくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（第1号）
 - (b) 登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者（第2号）
 - (c) 法人または団体であって、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの（第3号）
 - (d) 電気通信の健全な発展のために適切でないと認められる者（第4号）
6. 氏名または名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名、業務区域、電気通信設備の概要を変更しようとするときは、一定の場合を除き、総務大臣の変更登録を受けなければならない。（第13条第1項）
7. 総務大臣は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。（第14条第1項）
 - (a) 登録を受けた者が電気通信事業法または電気通信事業法に基づく命令もしくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき（第1号）
 - (b) 不正の手段により登録または変更登録を受けたとき（第2号）
 - (c) 第12条第1項第1号または第3号に該当するに至ったとき（第3号）
8. 電気通信事業の全部の譲渡しがあったとき、または電気通信事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）もしくは相続があったときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人もしくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）は、電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が登録を受けた者である場合において、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人もしくは相続人が第12条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。（第17条第1項）

9. 電気通信事業者は、電気通信事業の全部または一部を休止し、または廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。（第18条第1項）
10. 電気通信事業者および電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理を業として行う者は、電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結またはその媒介、取次ぎもしくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。（第26条）
11. 電気通信事業者は、総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法または当該電気通信事業者が提供する総務省令で定める電気通信役務についての利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。）からの苦情および問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。（第27条）
12. 総務大臣は、電気通信事業法に規定する一定の事由に該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益または公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。（第29条第1項）
13. 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。（第32条）
- (a) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（第1号）
 - (b) 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（第2号）
 - (c) 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき（第3号）
14. 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、接続料および接続条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（第33条第2項）
- （注） 第一種指定電気通信設備とは、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上および電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として総務大臣が指定する、一定以上の規模の地域ネットワーク設備をいいます。当社は、有価証券報告書提出日現在、第一種指定電気通信設備を設置しておりません。
15. 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、または当該協議が調わなかった場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、第32条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき、その他一定の場合を除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始または再開を命ずるものとする。（第35条第1項）
16. 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者または当該電気通信事業を営もうとする者は、土地の使用権等に関する公益事業特権を取得しようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部または一部について、総務大臣の認定を受けることができる。（第117条第1項）
17. 次の各号のいずれかに該当する者は、第117条第1項の認定を受けることができない。（第118条）
- (a) 電気通信事業法または有線電気通信法もしくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（第1号）
 - (b) 認定がその効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者または認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者（第2号）
 - (c) 法人または団体であって、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの（第3号）

18. 総務大臣は、第117条第1項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。(第119条)
- (a) 申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎および技術的能力があること(第1号)
 - (b) 申請に係る電気通信事業の計画が確実かつ合理的であること(第2号)
 - (c) 申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる登録もしくは変更登録を受け、または届出をしていること(第3号)
19. 第117条第1項の認定を受けた者(以下「認定電気通信事業者」という。)は、総務大臣が指定する期間内に、その認定に係る電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)を開始しなければならない。(第120条第1項)
20. 認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない。(第121条第1項)
21. 認定電気通信事業者は、業務区域、電気通信設備の概要を変更しようとするときは、一定の場合を除き、総務大臣の認定を受けなければならない。(第122条第1項)
22. 認定電気通信事業者たる法人が合併または分割(認定電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により当該認定電気通信事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。(第123条第3項)
23. 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部または一部を休止し、または廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。(第124条第1項)
24. 認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その認定は、その効力を失う。(第125条)
- (a) 登録を取り消されたとき(第1号)
 - (b) 認定電気通信事業の全部を廃止したとき(第2号)
25. 総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。(第126条第1項)
- (a) 第118条第1号または第3号に該当するに至ったとき(第1号)
 - (b) 指定された期間内に認定電気通信事業を開始しないとき(第2号)
 - (c) 前二号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者が電気通信事業法または電気通信事業法に基づく命令もしくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき(第3号)
26. 総務大臣は、業務区域、電気通信設備の概要の変更の認定を受けた認定電気通信事業者が、指定された期間内にその事項を変更しないときは、その認定を取り消すことができる。(第127条第1項)

② 電波法

1. 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。(第4条)
2. 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。(第5条第3項)
 - (a) 電波法または放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者(第1号)
 - (b) 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者(第2号)
 - (c) 認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者(第3号)
3. 総務大臣は、申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。(第7条第1項)
 - (a) 工事設計が電波法に定める技術基準に適合すること(第1号)
 - (b) 周波数の割当てが可能であること(第2号)
 - (c) 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること(第3号)
4. 免許人は、通信の相手方、通信事項もしくは無線設備の設置場所を変更し、または無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。(第17条第1項)
5. 免許人たる法人が合併または分割(無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡をしたときは、譲受人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。(第20条第2項、第3項)
6. 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。(第22条)
7. 総務大臣は、免許人が電波法、放送法もしくはこれらの法律に基づく命令またはこれらに基づく処分に違反したときは、3か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、または期間を定めて運用許容時間、周波数もしくは空中線電力を制限することができる。(第76条第1項)
8. 総務大臣は、免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。(第76条第3項)
 - (a) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき(第1号)
 - (b) 不正な手段により無線局の免許もしくは変更の許可を受け、または周波数等の指定の変更を行わせたとき(第2号)
 - (c) 前項の規定による命令または制限に従わないとき(第3号)
 - (d) 免許人が欠格事由に該当するに至ったとき(第4号)

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
株式会社 ウィルコム 沖縄	沖縄県 那覇市	100	電気通信 事業	80.0	当社はネットワークの提供、PHS端末の販売及び顧 客管理サービス等を提供しております。 役員の兼任等…当社役員3人 資金援助…無 設備の賃貸借…無

(2) その他の関係会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容
京セラ 株式会社	京都市 伏見区	115,703	電子機器、 部品の製 造・販売 他	30.0	当社はPHS端末及び基地局設備等を購入しておりま す。 役員の兼任…1人 資金援助…無 設備の賃貸借…無

(注) 京セラ株式会社は、有価証券報告書提出会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループはPHS事業のみを行っているため、事業の種類別セグメントについては記載しておりません。

平成21年3月31日現在

	従業員数（人）
PHS事業	1,081[449]
計	1,081[449]

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出
向者を含みます。）であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 執行役員は、従業員に含めておりません。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,061[443]	37.1	3.7	6,483,098

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時
従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 執行役員は、従業員に含めておりません。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組織されておきませんが、労使関係は円満で、特記する事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社グループはPHS事業のみを行っているため、事業の種類別セグメントについては記載しておりません。

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の深刻化や景気減速により、急激な円高等による企業における収益減少の影響を受け、雇用情勢の悪化や個人消費の減少を招くなど、景気は厳しい状況が続きました。

この間移動体通信市場におきましては、市場の成熟化が進む中、各社の料金やサービス展開により、引き続き厳しい競争環境が続いております。また、携帯電話端末の新たな販売方法として、携帯電話端末の購入費用を分割して請求する割賦販売モデルの定着化により買い替えサイクルが長期化し、業界全体の携帯電話端末の販売台数が減少しました。

このような情勢のもと、当社グループはPHS技術をコアテクノロジーに据え、マイクロセルネットワークを活かした独自のポジションを確保し、時間帯やエリアなどを気にすることなくご利用頂ける音声及びデータ通信の定額サービスなど、お客様の利用ニーズにあわせた料金サービスや、端末ラインナップの充実化及びエリア整備の強化により、当社グループのPHSサービスの利便性とお客様満足度の向上に努めてまいりました。

端末におきましては、Windows Vistaを採用し、インテルAtomプロセッサを搭載した新しいモバイルコミュニケーションマシン「WILLCOM D4（ウィルコム・ディーフォー）」を導入しました。また、液晶面に操作ボタンの凹凸が無いフルフラットなデザインを採用し、デザイン性と操作性を追求したスマートフォン「WILLCOM 03（ウィルコム・ゼロスリー）」を導入し、従来のスマートフォンとは一線を画したモデルを展開しました。音声通話向け端末としては、交通系サービス、電子マネーやクレジットカード等の金融系サービス等をご利用いただける「Felica」に対応した端末や若い世代のお客様を中心にご好評をいただいている「HONEY BEE」のカメラ付きモデルを導入しました。データ通信向け端末としては、パソコンに装着しても出っ張りが無いジャストPCサイズのデータカードを導入するなど、お客様の利便性向上に努めてまいりました。また、ウィルコムのPHSエリアでゲーム機などの様々な無線LAN対応機器によるインターネット環境の利用を実現可能にする、携帯可能な家庭用の無線LANアクセスポイントデバイス「どこでもWi-Fi（ワイファイ）」を導入し、モバイルデータ通信における新しい利用スタイルを提案いたしました。

サービスにおきましては、従来の音声通話向け料金コース「ウィルコム定額プラン」に、オプション契約無しでも音声通話に加えウェブ閲覧などのパケット通信料金も安心してご利用いただける「新ウィルコム定額プラン」の開始や、他社携帯電話や一般加入電話への通話が多いお客様向けの通話オプションサービスの拡充を図り、お客様により安心してコミュニケーションをお楽しみいただけるよう努めてまいりました。また、サービス開始に向けて準備を進めている「WILLCOM CORE XGP（次世代PHS）」に先駆け、広域なエリアカバーと高いモビリティ性を活かした法人のお客様向けのデータ通信サービスとして、NTTドコモのFOMAネットワークを利用した「WILLCOM CORE 3G」サービスを開始し、「WILLCOM CORE XGP」の本格サービス開始後は、「WILLCOM CORE 3G」からより高速な「WILLCOM CORE XGP」への円滑な移行ができるよう準備を進めてまいります。さらに、青少年のお客様に『安心』『安全』に当社グループのサービスをご利用いただくため、出会い系サイト等特定サイトへのアクセスを制限する「有害サイトアクセス制限サービス」の利用推進策の実施や利便性向上に努めてまいりました。

ネットワークにおきましては、引き続き既存エリアへの高性能基地局導入による通信品質の向上を行うと共に、バックボーンネットワークの強化と自網化の為、NTT交換局バイパス装置（ITX）の導入を進めてまいりました。さらに、「WILLCOM CORE XGP」のサービス開始に向け、基地局の設置を開始いたしました。

技術開発におきましては、「WILLCOM CORE XGP」のサービス開始に向けた準備や、「WILLCOM CORE XGP」の通信ネットワークを活用したユビキタスネットワーク社会を実現するための、様々な企業、自治体の方々と協調した新たなビジネス展開を検討する「BWAユビキタスネットワーク研究会」を設立し、約40の企業や団体と共に情報交換や実用化の検討等に取り組んでおります。

また、PHSの低電磁波性という特長・優位性により、全国4,000以上もの医療・介護機関で通信手段として活用されている実績から、「WILLCOM CORE XGP」で実現する超高速通信サービスを活かした電子カルテを活用し、医療のICT化を実現する「ポケットカルテ」の共同開発への参加や、医師・看護師また医療分野の有識者で構成されるPHS研究会の共同立ち上げなど、医療現場でのモバイル環境の充実化と医療サービスの向上に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度末における当社グループの累計契約数は、456万3千4百契約（前連結会計年度末比1.1%減）となりました。以上により、当連結会計年度の損益状況は、電気通信事業の営業収益が161,414百万円（前年同期比19.0%減）、附帯事業の営業収益が41,624百万円（前年同期比24.4%減）となり、営業収益合計は203,038百万円（前年同期比20.2%減）となりました。また、営業利益は8,974百万円（前年同期比79.1%増）、経常利益は6,617百万円（前年同期比226.0%増）、当期純利益は6,075百万円（前年同期比220.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、29,787百万円となり、前連結会計年度と比較して5,141百万円増加しました。主な要因としては、売上債権の減少によるものであります。

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、△20,271百万円となり、前連結会計年度と比較して7,958百万円増加しました。主な要因としては、通信設備の流動化による有形固定資産の売却収入によるものであります。主な設備投資の支出は、通話品質の向上、既存ネットワークの強化及びサービスエリア改善のための基地局設備更改及び増設等であります。

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、△9,623百万円となり、前連結会計年度と比較して支出が2,623百万円増加しました。主な支出は、長期借入金の返済であります。

この結果、当連結会計年度末における当社グループの現金及び現金同等物の残高は、3,351百万円となり、前連結会計年度末と比較して107百万円減少しております。

2【営業実績】

当社グループはPHS事業のみを行っているため、事業の種類別セグメントにかかる記載に代えて営業収益の種類別の記載をしており、当連結会計年度における営業実績を種類別に示すと、次のとおりであります。

種類	金額（百万円）	前年同期比（％）
電気通信事業営業収益	161,414	△19.0
附帯事業営業収益	41,624	△24.4
合計	203,038	△20.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

今後の見通しにつきましては、移動体通信各社による成長が見込める市場への積極展開やお客様の囲い込み戦略の強化などにより、移動体通信業界における競争はさらに激化するものと予想されます。

このような情勢のもと当社グループは、他の移動体通信方式と異なるマイクロセルネットワークによる大容量・低電磁波という特長を持つPHS技術をコアテクノロジーに据え、現世代PHSのキャッシュ・フローと利益の最大化を図りつつ、サービス開始に向けて準備しているWILLCOM CORE XGPのエリアとサービスの充実化を図ることで、継続的な成長を実現してまいります。

・PHSの優位性を活かしたサービスの推進

24時間完全定額の音声定額サービス「新ウィルコム定額プラン」とPHSの特長である『優れた音声品質と小電力・低電磁波』をベースとした人と環境にやさしい『安心・安全』の訴求を行い、定額・リーズナブルかつ魅力的なサービスを積極的に展開することにより、他の移動体事業者との差別化を図り、お客様の獲得及び利用促進に努めてまいります。

・WILLCOM CORE XGPに繋がる企業成長を目指した戦略的な設備投資とサービス展開

当社グループのマイクロセルで構築されたPHSネットワークに対し、戦略的な設備投資によるネットワーク設備の強化、端末・基地局の高度化及びエリアの充実化を図っていくことにより、移動体通信業界におけるポテンシャルをさらに高め、お客様にリーズナブルで高品質な通信サービスの提供に取り組むとともに、現世代PHSにより蓄積されたノウハウと人的リソースを最大限に生かし、WILLCOM CORE XGPの様々な可能性を追求してまいります。また、WILLCOM CORE 3Gなどの様々な通信方式の特長や優位性を組み合わせて提供する『総合的なデータ通信サービス企業』を目指し、お客様の様々なニーズにあった最適なデータ通信サービスを提供してまいります。

また、当社グループの事業活動は、通信サービスを享受されるお客様からはもちろんのこと、社会と人々からの信頼によって成り立っていると考えております。このため当社グループはコンプライアンスを重要項目として位置付け、お客様の大切な個人情報の管理や法令遵守を徹底するなど、企業倫理の向上に努め、社会と人々から信頼される企業であり続けることを目指してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重大な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、または当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項においては、将来に関する事項は、別段の表示がない限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 当社グループの事業環境について

(1) 競合

当社グループが営むPHS事業を含む移動体通信市場においては、平成21年3月31日現在における移動体通信サービス（PHS及び携帯電話）の契約回線数は1億1,200万回線を超え（社団法人電気通信事業者協会統計による）、各社による割賦販売方式の導入等により端末販売台数が減少する中で、法人市場などの成長が見込める市場への展開や、お客様の囲い込みのための長期契約を条件とした大幅な割引サービスを投入するなど、移動体通信業界における競争は激化しつつあります。当社グループとしては、他の移動通信事業者の既存の顧客層から加入者を獲得し、また、新たに開発したサービスを通じて新しい顧客を開拓する必要があります。現状、当社グループは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」といいます。）等の携帯電話事業者と競合関係にあります。

当社グループは、移動体通信端末を利用する音声通話市場及びモバイルデータ通信市場において、より快適な通信環境を求めるお客様のニーズを満たすため、通信速度の更なる高速化及び通信環境の改善を目指し、品質向上に取り組むとともに、時間や場所に制約のない定額サービスの提供等により事業拡大を進めております。しかしながら、競合他社が当社グループと同種のサービスを提供することなどにより、かかる施策により当社が期待したとおりの効果が得られないこととなる可能性があります。また、想定した加入者及びマーケットシェアを獲得できる保証もありません。また、競合他社が新端末や新サービス等の提供や積極的なマーケティング活動を行うことで競争がさらに激化し、当社グループのお客様が他の移動体通信事業者のサービスに移行した場合には、解約率の上昇につながる可能性があります。また、競合他社との競争において販売促進費用等の増加や、料金の値下げ競争に巻き込まれることにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、固定電話を利用した音声通話サービス及びデータ通信サービス、光ファイバー網等を利用したブロードバンド高速インターネットサービス、無線LANを利用した高速データ通信サービス等においても急速な技術革新が見られ、これらのサービスを提供する事業者との間の一部競合関係により、競争が激化する可能性があります。

(2) 通信業界の再編等

国内外の通信業界における再編などにより、競争が激化することで、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、将来的に当社グループについてもかかる再編に巻き込まれたり、また、当社グループ自身がさらなる再編を行う可能性も否めません。さらに、競合他社が当社グループの提携先との関係を強化させ、その結果、当社グループの製品及びサービスの販売促進努力が縮小される可能性もあります。このような場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術開発戦略

通信業界における技術革新のスピードには目覚ましいものがあり、通信速度、安定性、技術標準は日々進化しており、また、お客様のニーズも日々拡大しております。当社グループは、より高速、高品質かつ安定的なデータ通信サービスを競争力のある価格にて提供できるよう技術開発及び設備投資を継続しておりますが、当社グループが技術革新及びその実用化の点で、競合他社に遅れをとったり、かかる技術革新及びその実用化が許容範囲内のコストにて実現できない可能性があります。特に、当社グループが採用するPHS技術は、他の移動体通信事業が採用する携帯電話の技術との競合にさらされております。PHSに比して携帯電話サービスの利用者数が多いことから、研究開発への大規模な投資等が行われることにより、携帯電話の技術における技術革新及びコスト削減の速度がPHS技術のそれを上回り、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが新たに提供するサービスが現在のまたは潜在的なおお客様のニーズに合致しない場合、その他の理由で奏功しない場合、または、現行のもしくは新しいPHS音声端末ないしカード型データ端末等に技術的な問題が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) WILLCOM CORE XGP（次世代PHS）

当社グループは、平成21年秋に予定しているWILLCOM CORE XGP（次世代PHS）サービス開始に向けてエリア整備のための基地局の設置や新たな端末の開発に取り組んでおりますが、エリア整備や技術開発において、競合他社に遅れをとったり実現できない可能性があります。さらに、エリア整備のための基地局の設置や新たな端末の開発には多額の資金が必要になりますが、当社グループが必要な資金を調達できるという保証はありません。また、WILLCOM CORE XGPのサービスにおいて、競合他社との競争等により、想定した加入者及びマーケットシェアを獲得できる保証もありません。このような場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定の取引先への依存

当社グループは、PHS音声端末、カード型データ端末及び基地局等の通信設備等、PHS事業の根幹をなす基盤を特定の取引先から調達または賃借しております。これらの取引先がPHS技術と互換性のある端末や関連機器の製造を中止した場合、またはこれらの取引先との従来の取引関係の継続が困難となった場合、もしくはこれらの取引先との取引条件が当社グループにとって不利に変更された場合には、当社グループは、調達の遅延や、調達または賃借コストの増加、設備投資額の増加等のリスクを抱える可能性があります。さらに、取引先から当社グループが調達した端末や関連機器に欠陥があった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) PHSに対するイメージ

PHSには優れた音声品質や小電力性等、携帯電話に比して優れた点もあるにもかかわらず、PHSが携帯電話に比べて品質、サービスエリア等が限定されているというイメージ等がありました。当社グループではこのようなイメージ等を払拭するために努力しておりますが、イメージが改善されない可能性があります。また、当社グループのお客様による携帯電話への乗換えが加速した場合等には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 携帯電話及びPHSの不適切な使用

近年、プリペイド式携帯電話を悪用した詐欺や恐喝等の犯罪、運転中の携帯電話・PHSの利用が原因となった自動車事故、未成年者による成人向けコンテンツへのアクセス、迷惑メールの大量送信等、携帯電話やPHSを使用した犯罪や移動体通信事業者の信頼性・企業イメージに影響を与えるような不適切な使用が増加しております。さらに、ノートパソコン、PDA、音声端末等の盗難や置忘れによりそれらに含まれていた秘匿情報の漏洩ならびに移動体通信に対するハッキングや盗聴の可能性等セキュリティに対する懸念が生じております。

当社グループでは、当社グループの提供している製品やサービスの不適切な使用を防止するための様々な対策、及びセキュリティ対策を講じておりますが、必ずしも効果的な対処ができるとは限りません。今後こうした犯罪や不適切な使用、あるいはセキュリティに対する懸念が増え続けた場合、携帯電話やPHSのサービスに対する信頼性が低下し、当社グループの企業イメージが低下し、既存加入者の解約数が増加したり、新規加入者が期待どおり獲得できないことにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが提供するサービスの不適切な使用を制限する新たな規制等が施行された場合、収益の減少を招く結果となる可能性があります。

また、当社グループのネットワークを利用する提携先企業が今後増加する可能性があり、そのような提携先企業による不適切なサービス等が原因となって、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報保護法

当社グループは、平成17年4月に全面施行された個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）に定められた個人情報取扱事業者としての義務が課せられています。当社グループは、個人情報保護法及び総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、個人情報を含むお客様情報を保護し、個人情報保護法の遵守体制を確立するため、「個人情報保護委員会」を設置し、その事務局として、顧客情報保護推進部を設置し体制の強化を図っております。また、個人情報保護に関して、システム的な対応を実施するとともに、全社員を対象とした研修を実施し、啓蒙活動に取り組んでおりますが、今後、さらなる個人情報保護体制の整備のため、コストが増加した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

万一、当社グループまたはその委託先が管理する個人情報の漏洩が発生した場合、当社グループがかかる情報を保護できなかったことについて、損害賠償等の責任が問われ、または行政処分の対象となる可能性があります。また、かかる事態が発生した場合、当社グループの社会的イメージが悪化し、当社グループに対するお客様及び市場からの信頼の失墜につながる可能性があります、その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) システム障害

当社グループは音声通話、データ通信等のサービスを提供するため、国内における種々の通信ネットワークに依存しております。従って、当社グループの有するバックボーンネットワーク（通信事業者間を結ぶ基幹通信ネットワーク）、アクセスネットワーク（端末と通信事業者を結ぶ通信ネットワーク）等のインフラに、人為的なミスを含む何らかのシステムトラブル等が発生し、インフラに不具合が生じた場合、賃借設備にかかるシステムに不具合が生じた場合、さらに想定以上の通信量が発生し、現状の当社グループの設備での対応能力を超過した場合には、当社グループが提供するサービスの一時的な停止、品質の低下、または大規模な誤請求や誤課金が発生する可能性があるほか、当社グループのサービス自体に対する信頼性が薄れ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社は、現状、当社グループのシステムがダウンする主な事由として、①コンピューターウィルス、サイバーアタック、②システムのハード、ソフトの不具合、③電力不足、停電、④地震、台風、洪水等の自然災害、⑤戦争、テロ、事故等が存在するものと考えておりますが、必ずしもこれらに限定されるものではありません。

(10) 加入者の急激な増加への対応

当社グループのサービスの新規加入者の獲得及び既存加入者の確保を実現するためには、バックボーンネットワークやアクセスネットワーク等のインフラや、新規加入者の登録、カスタマーサービスの提供及び料金の請求などのサポートサービスのためのシステムや手続きを加入者の増加に合わせて適切に維持し、常に改善し続ける必要があります。当社グループの加入者の増加が予想を上回る速さで増加した場合、インフラの整備や関係システムのアップグレードが間に合わない、またはそれに多大なコストが発生する可能性があります。また、加入者の急激な増加により営業費用や必要な資金が増加する可能性があります、その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

当社グループは、電気通信事業法第2条第5号に規定される「電気通信事業者」であり、当社グループの事業は同法に基づく規制を受けています。このほか、当社グループは、電波法、独占禁止法、特許法、消費者関連法、租税関連法、環境関連法、リサイクル関連法、労働関連法等の法規制の適用を受けております。万一、当社グループが法律、規制及び政策を遵守することができない場合、当社グループが行政指導の対象となるなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

電気通信事業法に対する近時の改正、特に参入・退出規制、電気通信サービス料金及びその他の提供条件や届出義務に関する規制の緩和などにより、電気通信事業者間の競争がさらに厳しくなっており、今後とも当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。一方で、消費者保護、個人情報保護等の観点からルールが制度化され、事業者への新たなルールが課せられ、事業活動の制限やコストの増加につながる動きも出ております。また、様々な政府機関により当社グループの事業に影響を与え得る規制・制度の改革案等の提案または検討が行なわれております。この提案または検討の結果により、規制・制度の導入または変更がなされた場合には、将来的に当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループの事業に関連する法規制の詳細については、「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しております。

(12) 相互接続協定

当社グループは、電気通信役務の円滑な提供のために、他の電気通信事業者の通信設備と当社グループの電気通信設備を相互接続するための相互接続協定を結んでおります。現在、当社がPHS事業を継続するためには、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、両社を総称して「NTT」といいます。）に対して、基地局回線に対する使用料（基地局回線使用料）、設備使用料（PHS接続装置使用料、パケット装置使用料等）及びNTT網に対する相互接続にかかる接続料を、また他通信事業者に対して、他通信事業者網に対する使用料及び相互接続料を支払う必要があります。現状において、電気通信設備を有する者は他事業者に対して原則として接続義務を有しておりますが、接続義務の撤廃や緩和などの措置が取られた場合、当社の負担すべき使用料及び相互接続料等が増加する、あるいは当社グループにとって不利な形で条件変更がなされた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 大株主との関係について

当社の株式は非上場であり、その性格上、限られた数の株主の意向によって当社グループの経営の基本方針が変更される可能性があります。かかる基本方針の変更によって、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。現在の株主が今後、継続的に当社の株主であり続ける保証はなく、株主の構成が変動する場合には、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成21年3月31日現在の大株主の状況、大株主との取引等につきましては、後記「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（6）大株主の状況」、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 関連当事者情報」をご参照ください。

3. 当社グループの運営及び財政状態について

(1) 代理店販売網

当社グループは、主に販売代理店を通して製品・サービスの販売を行っております。特に、当社グループのPHS音声端末やカード型データ端末の販売は、大型家電量販チェーンを通じて行われる部分が多くを占めています。当社グループの販売代理店が当社グループの製品またはサービスに関するマーケティングを効果的に行わない場合、または販売を中止した場合に、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、競合他社との競争のために当社グループが販売代理店等に対して支払う販売促進費用等を大幅に増額しなければならない場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 有利子負債

平成21年3月31日現在、当社グループの有利子負債額は、128,500百万円となっております。このような当社グループの多額の有利子負債が以下のような事態を招く可能性があります。その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。すなわち、①タームローン契約に基づき、金融債務を発生させる取引、資産に関する担保提供、合併、統合、資産の処分などを含む一定の取引に関して制約を受ける、②経済の悪化の影響を受けやすくなる、③変動金利債務にかかる支払金利の増加など、金利の上昇の影響を受けやすくなる、④事業の遂行、ならびに設備投資及び技術開発を通じた事業の発展及び拡大に必要な資金調達能力が低下する、⑤事業活動によるキャッシュ・フローを債務にかかる金利及び元本の返済に充当しなければならず、事業活動や将来のビジネスチャンスのための資金が減少する、⑥事業や業界の変化に対する準備や対応を行う際の柔軟性が低下する、などがあります。

当社グループが、今後、事業活動によって十分なキャッシュ・フローを確保できるとは限りません。さらに、当社グループが既存債務の返済、その他の目的のために資金が必要な場合において、必要な資金を調達することができるといった保証はありません。

また、タームローン契約に基づく借入金には財務制限条項が設定されており、当該条項に違反し、かつ金融機関の同意が得られなかった場合には、当該借入金の期限の利益を喪失することとなり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該財務制限条項の概要については、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項 連結貸借対照表関係 及び 2 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 貸借対照表関係」をご参照下さい。

(3) 人材の確保

当社グループの今後の業務展開及び事業拡大のため、また、急速な技術革新に適切に対応するためには、経営または技術面での優秀な人材を育成、確保する必要があります。通信業界が更なる成長を遂げ、新規参入事業者が出現するにつれ、優秀な人材を獲得するための競争が激化する可能性があります。しかし、当社グループが事業拡大及び技術革新に必要な優秀な人材の確保ができる保証はありません。優秀な人材を失い、必要に応じて新しい人材を採用することができず、または優秀な人材の確保や育成にかかるコストが大きく上昇した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産権

当社グループで開発した新技術や新製品に対する特許権や、商標権等の知的財産権について、出願されたものが全て登録されるという保証はなく、また、現在または将来の特許の有効性または帰属等が争われ、また、その行使が制約されることがないという保証はありません。また、当社グループが知的財産権を保護するために講じたその他の施策が当社グループの知的財産権の侵害を防止することができない可能性があります。

他方、当社グループの商品、技術またはサービスに関する知的財産の全部または一部が他社の知的財産権を侵害しているなどとして訴訟等が提起され、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) ライセンスの取得等

当社グループの事業活動に必要となるソフトウェアやハードウェアに関する第三者からの使用許諾が終了した場合、または使用許諾者もしくはサプライヤーが自己の知的財産権を適切に維持できない場合、当社グループによるサービスの提供が遅延または大規模な予定外の投資が必要となり、その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 訴訟の可能性

当社グループの事業に関して訴訟等の法的な紛争が提起された場合、当社グループの事業展開に支障が生じ、イメージが低下する可能性があるほか、これらの解決に多大な労力及びコストを要することにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 会計基準の変更

会計基準のルールの変更または新たに導入された会計上のルールによっては当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 減損会計

当社グループは、減損会計適用の検討対象となる事業用資産を所有しております。当該事業用資産について、減損処理が必要となった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 退職給付

年金資産の運用利回り低下によりかかる資産の時価が下落した場合、または予定給付債務を計算する上での前提条件（割引率、昇給率等）が変更になった場合、当社グループに損失が発生する可能性があります。また、金利などの市況の変化が当社グループの未認識退職給付債務に影響を与え、その結果、関連する償却費にも影響を及ぼす可能性があります。

未償却債務残高が増加した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼすおそれがあります。また、今後、年金制度が変更された場合、未認識の過去勤務債務が発生する可能性があります。

(10) 将来における税負担について

当社は過去の事業年度において多額の税務上の欠損金が生じていることから、今後の事業年度に係る法人税等に関しては、租税関連法令の規定に従いかかる欠損金を繰り越して損金算入を行うことが認められます。これにより、今後の事業年度において繰越欠損金の算入の効果によって法人税等の負担が生じず、または軽減されることがある一方、今後の当社の業績改善等によって算入すべき繰越欠損金が無くなった場合には、それ以降の事業年度において、繰越欠損金を算入していたそれまでの事業年度と比較して税引前利益に対する税負担割合が上昇することとなる可能性があります。

(11) 配当について

当社グループは、過年度において財務基盤の強化を優先していたため、配当を実施しておりません。

当社は、株主に対する利益配分を経営の最重要課題の一つと認識しており、各事業年度の業績、財政状態、キャッシュ・フローの状況、将来の事業展開等を総合的に勘案して株主へ利益配当を実施していく方針であります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 電気通信事業者各社との間の相互接続協定について

当社は、電気通信役務の円滑な提供を目的として、NTT及びその他の電気通信事業者の電気通信設備と当社の電気通信設備を相互接続しており、これらの電気通信事業者との間で相互接続協定を締結しております。現在、当社は、PHS事業を継続するために、NTTに対して、基地局回線に対する使用料（基地局回線使用料）、設備使用料（PHS接続装置使用料、パケット装置使用料等）及びNTTローカル網に対する相互接続にかかる接続料を、またKDDIに対して、KDDI網に対する使用料及び相互接続料を支払っております。

(2) KDDIとの間のサービス契約について

当社は、KDDIとの間で、平成16年9月29日付けでサービス契約を締結しております。同契約に基づき当社が現在KDDIから受けているサービスは、ネットワークにかかる相互接続・基地局設置・通信設備コロケーション・伝送路使用、設備保守等です。

6【研究開発活動】

当社は、PHSシステムの商用化のための研究開発活動を行っており、主にPHSサービスの利便性向上のための端末・サービス開発や、WILLCOM CORE XGP（次世代PHS）のサービス開始に向けた基地局等のネットワーク設備及び端末等の開発を行っております。

なお、主な研究開発活動は、次のとおりであります。

（主な研究開発活動）

当社は、「ワイヤレスブロードバンド」の実現を目指し、WILLCOM CORE XGPの実用化に向けた実験・評価活動の実施に取り組み、本システムの研究開発活動を進めてまいりました。平成19年12月に総務大臣より2.5GHz帯での特定基地局の開設計画の認定を受けたことにより、WILLCOM CORE XGPシステム商用化のための実用開発段階に移行しております。

7【財政状態及び経営成績の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社グループは、特に以下の重要な会計方針が、当社グループの連結財務諸表の作成において使用される当社グループの重要な判断と見積りに影響を及ぼすと考えております。

① 固定資産の耐用年数

当社グループは、固定資産の取得時に適正な耐用年数を見積り、減価償却を行っております。しかしながら、予見していない環境の変化、技術革新による新商品・サービスの出現、または、新たな法律・規制の制定等により、耐用年数を短縮する必要があるかもしれません。その場合、将来において減価償却費の増加や損失を認識することになる可能性があります。

② 固定資産の減損

現時点では、当社グループに重要な含み損を抱える資産等はないものと考えておりますが、資産の市場価値の著しい下落、または、資産の使用状況等によっては、減損処理が必要となる可能性があります。

③ 年金給付費用、債務

退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び長期収益率などが含まれます。割引率は日本の長期国債の市場利回りを基礎に算出し、期待運用収益は年金資産が投資されている資産ごとの長期期待収益率に基づいて計算されます。実際の結果が前提条件と異なる場合、または変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

① 営業収益

当社グループはPHS技術をコアテクノロジーに据え、マイクロセルネットワークを活かした独自のポジションを確保し、時間帯やエリアなどを気にすることなくご利用頂ける音声及びデータ通信の定額サービスなど、お客様の利用ニーズにあわせた料金サービスや、端末ラインナップの充実化及びエリア整備の強化により、当社グループのPHSサービスの利便性とお客様満足度の向上に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの契約数は、456万3千4百契約（前連結会計年度末比1.1%減）となりました。以上により、当連結会計年度の営業収益は、電気通信事業営業収益が161,414百万円（前年同期比19.0%減）、附帯事業営業収益が41,624百万円（前年同期比24.4%減）となり、営業収益合計は203,038百万円（前年同期比20.2%減）となりました。

電気通信営業収益の主な減少要因は、ARPU（1契約あたりの月間平均収入）の減少、附帯事業営業収益の主な減少要因は、端末販売の減少によるものであります。

② 営業費用

当連結会計年度における営業費用は、電気通信事業営業費用が160,269百万円（前年同期は202,818百万円）、附帯事業営業費用が33,794百万円（前年同期は46,787百万円）、営業費用合計は194,063百万円（前年同期は249,606百万円）となりました。

電気通信営業費用の主な減少要因は、割賦販売シフトに伴う販売代理店に支払う販売コミッション等の減少、附帯事業営業収益の主な減少要因は、端末販売の減少に伴う端末売上原価の減少によるものであります。

③ 営業利益

当連結会計年度の営業利益は、電気通信事業営業利益が1,144百万円（前年同期は3,297百万円の営業損失）、附帯事業営業利益が7,829百万円（前年同期は8,307百万円の営業利益）となり、営業利益の合計は8,974百万円（前年同期は5,009百万円の営業利益）となりました。

④ 営業外損益の純額

当連結会計年度の営業外損益の純額は2,356百万円の損失（前年同期は2,979百万円の損失）となりました。この主な要因は、支払利息、債権流動化費用等によるものであります。

⑤ 経常利益

当連結会計年度の経常利益は6,617百万円（前年同期は2,029百万円の経常利益）となりました。

⑥ 税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は6,237百万円（前年同期は2,029百万円の税金等調整前当期純利益）となりました。

⑦ 法人税、住民税及び事業税

当連結会計年度における法人税、住民税及び事業税は137百万円（前年同期は116百万円）となりました。

⑧ 少数株主利益

少数株主利益は、株式会社ウィルコム沖縄の少数株主に帰属する利益からなり、当連結会計年度は24百万円（前年同期は18百万円）となりました。

⑨ 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は6,075百万円（前年同期は1,893百万円の当期純利益）となりました。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の資産合計は、199,217百万円となりました。固定資産は128,592百万円であり、内訳は、機械設備等の有形固定資産65,712百万円、ソフトウェア等の無形固定資産59,326百万円及び長期前払費用等の投資その他の資産3,554百万円であります。流動資産は70,624百万円であり、主な内訳は、現金及び預金3,351百万円、売掛金23,984百万円、未収入金19,356百万円及び貯蔵品3,890百万円であります。

当連結会計年度末の負債合計は、173,819百万円となりました。固定負債は106,299百万円であり、主な内訳は、社債35,000百万円及び長期借入金69,000百万円であります。流動負債は67,520百万円であり、主な内訳は、1年以内に期限到来の固定負債24,500百万円、買掛金9,127百万円及び未払金31,878百万円であります。なお、有利子負債残高合計は128,500百万円となり、前年同期比10,000百万円減少しております。

当連結会計年度末の純資産合計は、25,398百万円となりました。内訳は、株主資本合計25,153百万円、評価・換算差額等合計△120百万円、新株予約権290百万円及び少数株主持分74百万円であります。なお、当連結会計年度末における1株当たり純資産額は、21,091.22円であります。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フロー

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、29,787百万円となり、前連結会計年度と比較して5,141百万円増加しました。主な要因としては、売上債権の減少によるものであります。

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、△20,271百万円となり、前連結会計年度と比較して7,958百万円増加しました。主な要因としては、通信設備の流動化による有形固定資産の売却収入によるものであります。主な設備投資の支出は、通話品質の向上、既存ネットワークの強化及びサービスエリア改善のための基地局設備更改及び増設等であります。

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、△9,623百万円となり、前連結会計年度と比較して支出が2,623百万円増加しました。主な支出は、長期借入金の返済によるものであります。

② 流動性

当連結会計年度末における当社グループの現金及び現金同等物の残高は、3,351百万円となり、前連結会計年度末と比較して107百万円減少しております。これらのいわゆる手元流動性残高につきましては、当社グループの財務状況及び金融環境に応じ変動しております。

③ 資金需要

当連結会計年度における当社グループの資金需要は、自己資金により賄っており、当連結会計年度末における有利子負債残高は前連結会計年度末比10,000百万円減の128,500百万円となりました。

④ 財政政策

当社グループの資金調達、低コストかつ安定的な資金の確保を基本に、財務状況や金融環境に応じて最も有効と思われる調達手段を選択する方針としております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

お客様満足度の向上と高品質なサービスを展開するため、高機能基地局の導入による通信品質の向上、既存ネットワークの強化及びサービスエリアの改善に努めました。更にWILLCOM CORE XGPのサービス開始に向けセンター設備や基地局等の投資を行いました。

この結果、当連結会計年度に完成し事業の用に供した電気通信設備等の投資額は29,230百万円となりました。
なお、当社グループはPHS事業のみを行っているため、事業の種類別セグメントについては記載しておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループはPHS事業のみを行っているため、事業の種類別セグメントについては記載しておりません。また、主要な設備の状況を開示する観点から提出会社のみを記載しており、当連結会計年度末における状況は、次のとおりであります。

(平成21年3月31日現在)

区分 (所在地)	帳簿価額							従業員数 (人)
	機械設備 (百万円)	空中線設備 (百万円)	建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	施設利用権 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都港区)	192	—	210	1,186	3	8,712	10,305	704
基地局設備	44,662	10,887	—	36	16,120	6,220	77,926	—
ITX設備	—	—	2	1	—	2,854	2,858	—
センター設備	1,937	—	683	1,098	28	9,536	13,283	—

(注) 1. 投下資本の金額は固定資産の帳簿価額で、建設仮勘定は含んでおりません。

2. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

設備の内容	主なリース期間 (年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
センター設備	4	2,583	6,313

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループでは、基地局設備更改及び増設、サービス開発等につき、26,487百万円の設備投資を計画しております。主要な設備投資計画の内訳は次のとおりであります。なお、当社グループはPHS事業のみを行っているため、事業の種類別セグメントについては記載しておりません。

設備の内容	設備投資計画額 (百万円)	既支払額 (百万円)	完成予定年度
基地局設備	12,537	—	平成21年度中
ITX設備	1,662	—	平成21年度中
センター設備	1,211	—	平成21年度中
サービス開発等	11,074	—	平成21年度中
合計	26,487	—	

(注) 1. 経常的な設備の更新のための除却を除き、重要な設備の除却、売却はありません。

2. 今後の所要資金26,487百万円につきましては、自己資金で賄う予定であります。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,186,890	1,186,890	非上場	当社は単元株制度は 採用していません。
計	1,186,890	1,186,890	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成17年9月30日の旧商法に基づく株主による同意（平成17年9月16日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数（個）	18,904（注）1	18,896（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,904	18,896
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 50,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年10月1日 至 平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の一部行使は できないものとする。 2. その他の条件は、平成17 年9月16日開催の当社取 締役会決議に基づき、当 社と被付与者の間で締結 する付与契約の定めると ころとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

② 平成17年9月30日の旧商法に基づく株主による同意（平成17年9月16日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,500（注）1	1,500（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,500	1,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月1日 至 平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,001 資本組入額 25,001	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の一部行使はできないものとする。 2. その他の条件は、平成17年9月16日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する付与契約の定めるところとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

③ 平成17年9月30日の旧商法に基づく株主による同意(平成18年4月28日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,807(注) 1	2,791(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,807	2,791
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 50,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年10月1日 至 平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の一部行使はできないものとする。 2. その他の条件は、平成18年4月28日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する付与契約の定めるところとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成19年6月26日の会社法に基づく株主による同意（平成19年6月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数（個）	7,826（注） 1	7,826（注） 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	7,826	7,826
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 50,000 （注） 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年6月27日 至 平成29年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の一部行使はできないものとする。 2. その他の条件は、平成19年6月26日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する付与契約の定めるところとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 3	同左

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、それぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と被付与者の間で締結する付与契約（以下、「付与契約」という。）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、付与契約で定められる行使価額を組織

再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

付与契約に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、付与契約に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

付与契約に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の株主総会（取締役会設置会社である場合には取締役会）の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

付与契約に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

当社は、平成16年4月1日より始まる年度を第1期として事業年度を開始しております。

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成16年5月24日 (注) 1	—	204	—	10	—	0
平成16年10月1日 (注) 2	4,410,000	4,410,204	4,989	5,000	201,744	201,744
平成17年1月1日 (注) 3	—	4,410,204	—	5,000	54,749	256,493
平成17年3月5日 (注) 4	—	4,410,204	—	5,000	△255,000	1,493
平成17年3月16日 (注) 5	△3,223,314	1,186,890	—	5,000	—	1,493

(注) 1. 有限会社から株式会社への組織変更に伴い、以下の条件で普通株式を発行いたしました。

1株当たりの発行価額 50,000円

1株当たりの資本組入額 50,000円

2. 平成16年10月1日を分割期日とする会社分割に伴い、普通株式を発行し、全株式を旧ディーディーアイポケットに割り当てました。

3. 平成17年1月1日を合併期日とするセブン株式会社との合併（合併比率1：1）に伴うものであります。

4. 将来の資本政策に備えるため資本準備金を減少いたしました。

5. 自己株式の消却によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	4	—	—	6	—
所有株式数 (株)	—	—	—	474,756	712,134	—	—	1,186,890	—
所有株式数の 割合 (%)	—	—	—	40.0	60.0	—	—	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6	356,067	30.0
カーライル・ワイヤレス・イン ベストメント・エルピー・ スリー	ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタ ウン、ウォーカーハウス私書箱908GT、ウォー カーズ・エスピーブイ・リミテッド気付	292,714	24.7
カーライル・ワイヤレス・イン ベストメント・エルピー・ ツー	ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタ ウン、ウォーカーハウス私書箱908GT、ウォー カーズ・エスピーブイ・リミテッド気付	241,221	20.3
カーライル・ワイヤレス・イン ベストメント・エルピー・ ワン	ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタ ウン、ウォーカーハウス私書箱908GT、ウォー カーズ・エスピーブイ・リミテッド気付	142,019	12.0
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号	118,689	10.0
カーライル・ワイヤレス・イン ベストメント・エルピー・ フォー	ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタ ウン、ウォーカーハウス私書箱908GT、ウォー カーズ・エスピーブイ・リミテッド気付	36,180	3.0
計	—	1,186,890	100.0

(注) 第2位ないし第4位及び第6位の株主は、いずれも複数の金融機関及びその他の投資家の出資によりケイマン諸
島法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップです。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,186,890	1,186,890	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,186,890	—	—
総株主の議決権	—	1,186,890	—

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

① 平成17年9月30日の旧商法に基づく株主による同意（平成17年9月16日取締役会決議）

旧商法に基づき、当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に対して新株予約権を発行することを、平成17年9月30日の旧商法に基づく株主による同意に基づき平成17年9月16日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年9月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名、当社監査役1名、当社執行役員8名、当社使用人852名、子会社取締役1名及び子会社使用人18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成17年9月30日の旧商法に基づく株主による同意（平成17年9月16日取締役会決議）

旧商法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成17年9月30日の旧商法に基づく株主による同意に基づき平成17年9月16日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年9月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名及び当社執行役員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成17年9月30日の旧商法に基づく株主による同意（平成18年4月28日取締役会決議）

旧商法に基づき、当社の使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対して新株予約権を発行することを、平成17年9月30日の旧商法に基づく株主による同意に基づき平成18年4月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年4月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人978名、子会社取締役1名及び子会社使用人18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上

決議年月日	平成18年4月28日
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 平成19年6月26日の会社法に基づく株主による同意（平成19年6月26日取締役会決議）

会社法に基づき、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人に対して新株予約権を発行することを、平成19年6月26日の会社法に基づく株主による同意に基づき平成19年6月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役6名、当社監査役1名、当社執行役員3名及び当社使用人8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社グループは、過年度において財務基盤の強化を優先していたため、配当を実施しておりません。

当社は、株主に対する利益配分を経営の最重要課題の一つと認識しており、各事業年度の業績、財政状態、キャッシュ・フローの状況、将来の事業展開等を総合的に勘案して株主へ利益配当を実施していく方針であります。

なお、当社は、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当の決定機関については、期末配当は株主総会、中間配当については取締役会であります。

4【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役最高顧問	—	稲盛 和夫	昭和7年1月30日	昭和34年4月 京都セラミツク株式会社（現：京セラ株式会社）を設立 平成6年7月 株式会社ディーディーアイポケット企画 代表取締役会長 平成9年6月 京セラ株式会社 取締役名誉会長 ディーディーアイ東京ポケット電話株式会社 取締役会長 平成16年10月 当社取締役最高顧問（現在に至る） 平成17年6月 京セラ株式会社 名誉会長（現在に至る）	(注) 3	—
代表取締役会長	—	木下 龍一	昭和16年9月3日	昭和35年4月 郵政省（現：総務省）入省 昭和59年6月 同省大臣官房文書課課長補佐 昭和59年8月 第二電電株式会社（現：KDDI株式会社）入社 平成6年7月 株式会社ディーディーアイポケット企画 取締役 平成6年12月 ディーディーアイ東京ポケット電話株式会社 常務取締役 平成9年6月 第二電電株式会社（現：KDDI株式会社）常務取締役 平成13年6月 KDDI株式会社 執行役員常務 ディーディーアイポケット株式会社（(旧)ディーディーアイポケット株式会社）専務取締役 平成14年6月 ディーディーアイポケット株式会社（(旧)ディーディーアイポケット株式会社）代表取締役会長 平成16年10月 当社代表取締役会長（現在に至る） 当社執行役員 平成17年1月 株式会社ウィルコム沖縄 取締役会長（現在に至る） 平成19年6月 当社執行役員会長（現在に至る）	(注) 3	—
代表取締役社長	—	喜久川 政樹	昭和38年7月1日	昭和62年4月 第二電電株式会社（現：KDDI株式会社）入社 平成7年9月 ディーディーアイ東京ポケット電話株式会社 平成13年6月 ディーディーアイポケット株式会社（(旧) ディーディーアイポケット株式会社）総合戦略部長 平成14年6月 同社取締役経営企画本部長 平成16年10月 当社執行役員経営企画本部長 平成17年1月 株式会社ウィルコム沖縄 取締役（現在に至る） 平成18年10月 当社代表取締役社長（現在に至る） 当社執行役員社長（現在に至る）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	—	安達 保	昭和28年10月12日	昭和52年4月 三菱商事株式会社入社 昭和63年1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 平成9年3月 GEキャピタル・ジャパン 事業開発 本部長 平成15年5月 カーライル・ジャパン・エルエル シー マネージング・ディレクター 日本における代表者（現在に至る） 平成15年6月 株式会社ベネッセコーポレーション 取締役 平成15年11月 株式会社キトー 取締役 平成16年5月 当社取締役（現在に至る） 平成17年10月 シオノギクオリカプス株式会社 （現：クオリカプス株式会社）取締 役（現在に至る）	(注) 3	—
取締役	—	丸茂 正人	昭和40年10月23日	平成2年4月 株式会社日本興業銀行（現：株式会 社みずほフィナンシャルグループ） 入社 平成13年1月 カーライル・ジャパン・エルエル シー ヴァイス・プレジデント 平成14年1月 カーライル・ジャパン・エルエル シー ディレクター 平成16年10月 当社取締役（現在に至る） 平成19年1月 カーライル・ジャパン・エルエル シー マネージング・ディレクター （現在に至る） 平成19年6月 コバレントマテリアル株式会社 取締 役（現在に至る）	(注) 3	—
取締役	—	ジェームズ・ エー・ アットウッド・ ジュニア	昭和33年4月20日	昭和60年12月 ゴールドマン・サックス・アンド・ コーポレーション入社 平成8年9月 ジー・ティー・イー・コーポレー ション（現：ペライゾン・コミュニ ケーション・インク）入社 平成12年11月 カーライル・グループ・エンプロイ ー・シーオー・エルエルシー マネー ジング・ディレクター（現在に至 る） 平成16年10月 当社取締役（現在に至る） 平成17年5月 ハワイアンテレコム 取締役（現在に 至る） 平成17年12月 インサイト コミュニケーションズ取締 役（現在に至る） 平成18年5月 VNU N. V. （現：ザ・ニールセ ン・カンパニー）取締役（現在に至 る）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	平野 正雄	昭和30年8月3日	昭和55年4月 日揮株式会社入社 昭和62年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成5年7月 同社パートナー 平成10年7月 同社ディレクター 平成19年11月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージング・ディレクター 日本における代表者（現在に至る） 平成20年6月 株式会社キトー 取締役（現在に至る） 平成20年6月 NHテクノグラス株式会社（現：AvanStrate株式会社）取締役（現在に至る） 平成21年2月 当社取締役（現在に至る） 平成21年3月 クオリカプス株式会社 取締役（現在に至る）	(注) 3	—
取締役	—	高槻 大輔	昭和49年11月27日	平成9年4月 海外経済協力基金（現：国際協力機構）に採用 平成14年4月 カーライル・ジャパン・エルエルシー シニア・アソシエイト 平成16年10月 当社監査役 平成17年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー ヴァイス・プレジデント 平成19年6月 コバレントマテリアル株式会社 監査役（現在に至る） 平成21年3月 カーライル・ジャパン・エルエルシー ディレクター（現在に至る） 平成21年6月 当社取締役（現在に至る）	(注) 3	—
取締役	—	川村 誠	昭和24年8月13日	昭和48年3月 京都セラミツク株式会社（現：京セラ株式会社）入社 平成13年6月 京セラ株式会社 取締役 平成15年6月 京セラ株式会社 取締役退任 京セラ株式会社 執行役員常務 平成17年6月 京セラ株式会社 代表取締役社長兼COO(最高執行責任者) 平成18年4月 京セラ株式会社 代表取締役社長兼執行役員社長 平成21年4月 京セラ株式会社 代表取締役会長（現在に至る） 平成21年6月 京セラミタ株式会社 代表取締役会長（現在に至る） 当社取締役（現在に至る）	(注) 3	—
常勤監査役	—	山下 孟男	昭和20年9月15日	昭和43年4月 株式会社ヤシカ（現：京セラ株式会社）入社 平成元年2月 第二電電株式会社（現：KDDI株式会社）転籍 平成11年3月 ディーディーアイ東京ポケット電話株式会社 営業企画管理部長 平成11年6月 同社取締役 平成14年6月 ディーディーアイポケット株式会社（(旧)ディーディーアイポケット株式会社）代表取締役社長 平成16年10月 当社代表取締役社長 当社執行役員 平成17年1月 当社取締役副会長 平成19年6月 当社常勤監査役（現在に至る）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
常勤監査役	—	小柳 義治	昭和15年11月18日	昭和34年6月 日本電信電話公社（現：日本電信電話株式会社）入社 平成6年3月 第二電電株式会社入社（現：KDDI株式会社）企画第一部 部長 平成6年7月 株式会社ディーディーアイポケット 企画 企画第二部長 平成6年12月 ディーディーアイ東京ポケット電話株式会社 取締役 平成16年10月 当社常勤監査役（現在に至る）	(注) 5	—
監査役	—	寺阪 令司	昭和46年9月12日	平成6年4月 大蔵省（現：財務省）入省 平成15年6月 カーライル・ジャパン・エルエルシー シニア・アソシエイト 平成19年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー ヴァイス・プレジデント（現在に至る） 平成21年6月 当社監査役（現在に至る）	(注) 5	—
監査役	—	鹿野 好弘	昭和28年4月5日	昭和55年8月 京セラインターナショナル・インク（米国）入社 システムズ・アナリスト 昭和60年6月 京セラノースウエスト・インク（米国）ビジネスシステムズ・マネージャ 平成3年6月 京セラ株式会社 平成13年10月 同社関連会社統括部第2事業支援部長 平成16年10月 当社監査役（現在に至る） 平成17年6月 京セラ株式会社 執行役員関連会社統轄本部副本部長 平成18年4月 同社執行役員関連会社統轄本部長 平成21年4月 同社執行役員常務関連会社統轄本部長（現在に至る）	(注) 5	—
計						—

- (注) 1. 取締役稲盛和夫、ジェームズ・エー・アットウッド・ジュニア、平野正雄、高槻大輔及び川村誠の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役寺阪令司及び鹿野好弘の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成21年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成19年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成21年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

(執行役員の状況)

当社は、経営と業務執行の分離及び意思決定の迅速化並びに責任体制の明確化を目的として、執行役員制度を導入しております。

有価証券報告書提出日現在の執行役員は次の14名であります。

職名	氏名	担 当
※ 執行役員会長	木下 龍一	
※ 執行役員社長	喜久川 政樹	
執行役員副社長	土橋 匡	営業統括担当 営業統括本部長
執行役員副社長	近 義起	技術統括担当 開発本部長
執行役員副社長	鳥越 賢一郎	国際担当
執行役員常務	平澤 弘樹	ネットワーク担当 ネットワーク技術本部長
執行役員常務	林 新	経営管理担当 財務本部長
執行役員	尾堂 隆久	総務本部長
執行役員	大野 聡	技術本部長
執行役員	黒澤 泉	サービス開発本部長
執行役員	高橋 正之	カスタマサービス本部長
執行役員	青木 伸大	経営企画本部長
執行役員	太田 靖士	コンシューマ営業本部長
執行役員	藤咲 友宏	地域通信連携担当

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスについて

当社では、健全な企業経営のためには適切なコーポレート・ガバナンスを有効に機能させることにより、効率的で透明性の高い経営環境を構築することが必要不可欠であるとの考えのもと、これを実現するための基本体制として取締役会及び監査役会を設置しております。また、業務執行の迅速化を図るために執行役員制度についても導入しております。

取締役会は、社外取締役4名を含む12名の取締役で構成されており、経営の意思決定や重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。また、最低2ヶ月ごとに取締役会を開催し、「取締役会規則」に定められた業務執行状況の報告及び取締役会決議事項に基づいた決議事項について議論及び審議を行っております。

業務執行につきましては、経営と業務執行の分離及び意思決定の迅速化並びに責任体制の明確化を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で決定・承認された経営方針に基づき業務の執行を行っております。

また、業務執行に係る重要事項に関する報告・討議を実施するため、「執行役員ミーティング規程」に基づき、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員による執行役員ミーティングを原則として毎週1回開催し、業務執行の迅速化を図っております。

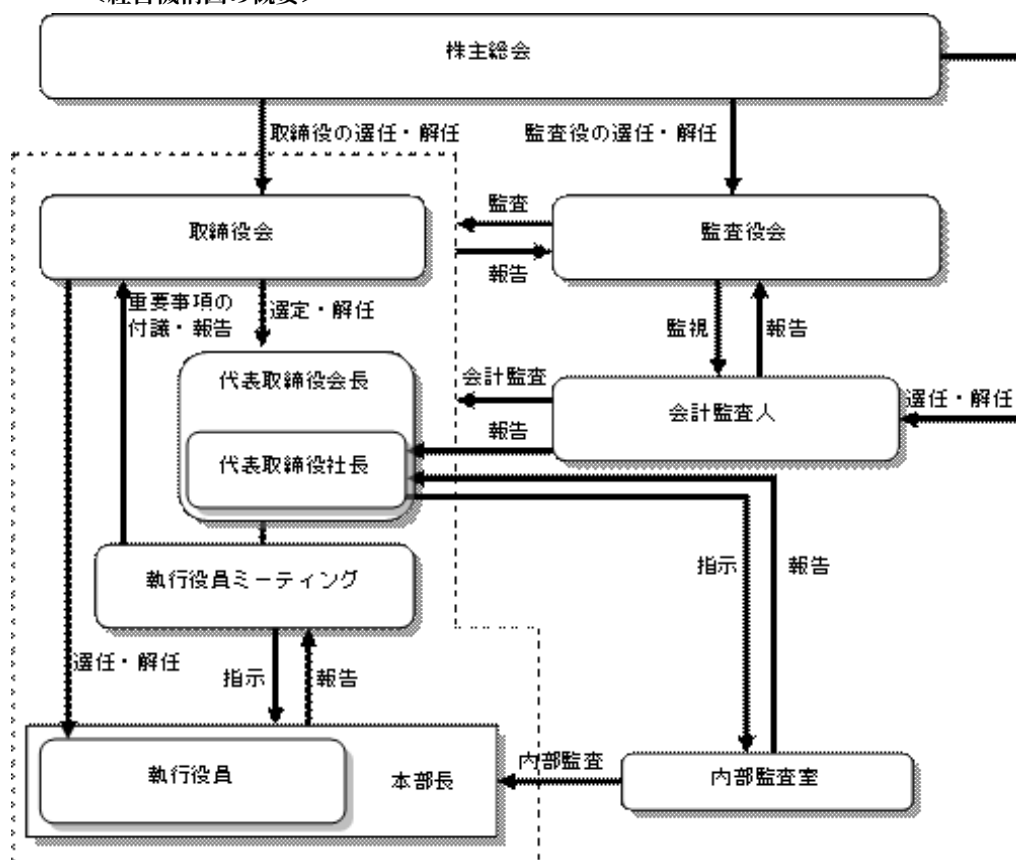
監査体制としましては、監査役会を設置し非常勤監査役2名を含む4名の監査役を選任し、取締役会をはじめとする社内主要会議への出席並びに取締役の職務の執行状況の監査を行うなど、業務執行の適法性を中心としたチェック機能を果たしております。

また、業務執行における適正性の確認のため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査については、当社の事業本部については年1回実施することを基本方針としております。

これら監査役会及び内部監査室による監査に加え、会計監査人との相互連携を図ることにより、経営並びに業務執行における適法・適正性のチェックについて、その実効性を高めております。

当社の業務執行、経営の監視等の仕組みを図に示すと次のとおりであります。

＜経営機構図の概要＞



② コンプライアンス及び個人情報管理ならびにリスク管理体制について

イ. コンプライアンス体制

当社の事業活動は、通信サービスを享受されるお客様からはもちろんのこと、社会と人々からの信頼によって成り立っていると考えております。このため当社ではコンプライアンスを重要項目として位置付け、企業倫理の向上に取り組んでおります。

コンプライアンス体制の強化・推進を目的として、「コンプライアンス委員会」を設置し、全役員及び全社員が守るべき行動規範を掲げた「ウィルコムガイドライン」を制定するとともに、その内容の理解促進と遵守徹底のため、全社員を対象とする研修を実施し啓蒙活動に取り組んでおります。また、何らかの理由で社員が日常の職制で解決することのできない企業倫理に関する問題に遭遇した場合に備え、コンプライアンス委員会あるいは外部の弁護士に直接相談することができる「コミュニケーションライン」を設置し、問題の早期発見ならびに対処を行えるよう体制の整備に努めております。

ロ. 個人情報管理ならびにリスク管理体制

個人情報を含むお客様情報保護の取り組みとして、個人情報保護法の遵守体制を確立するため、「個人情報保護委員会」を設置し、顧客情報保護推進部が事務局の運営を行い体制の強化を図っております。また、個人情報保護に関して、システムの対応を実施するとともに、全社員を対象とした研修を実施し、啓蒙活動に取り組んでおります。

リスク管理体制として、お客様に安定した通信サービスを提供することが通信事業者にとって重要であるとの考えのもと、障害発生時に迅速に対処できるよう、24時間監視を実施する体制を構築しております。

③ 会計監査

当社は京都監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。

平成21年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については下記のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：柴田 篤、田村 透

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名、会計士補 1名、その他 10名

④ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役である山村雄三氏は京セラ株式会社の代表取締役副会長であり、同じく当社の社外監査役である鹿野好弘氏も京セラ株式会社の執行役員であります。当社は同社との間で主にPHS端末及び基地局の仕入取引を行っておりますが、当社では、京セラ株式会社との取引においては当社と関連しない他の当事者との取引を勘案して行っており、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。また、平成21年3月31日現在、山村氏が代表取締役社長を兼務している京セラ株式会社の子会社である京セラエルコ株式会社と当社は、ウィルコム通信サービス約款に基づくPHSサービス取引を除き、取引はありません。

なお、これらの取引についてはすべて取締役会において承認がなされており、また、承認にあたっては関係当事者は決議に加わっておりません。

なお、他の社外取締役及び社外監査役と当社との間には重要な取引関係はありません。

⑤ 役員報酬

当事業年度における当社の社内取締役及び社内監査役に対して支払われた報酬額は、以下のとおりであります。
なお、社外取締役及び社外監査役は無報酬であります。

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（うち、社外取締役）	6名（0名）	174百万円（－）
監査役（うち、社外監査役）	2名（0名）	30百万円（－）
合計	8名	204百万円

- （注） 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月26日開催の第3期定時株主総会において年額600百万円以内と決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月26日開催の第3期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。
3. 期末現在における人数は、取締役12名、監査役4名であり、支給人員との差は無報酬によるものであります。

⑥ 取締役及び監査役の責任免除及び責任限定契約の概要

当社では、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の取締役及び監査役の責任を同法第425条及び第426条に規定する限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、各社外取締役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

なお、当社と各社外監査役は、責任限定契約を締結しておりません。

⑦ 取締役の定数

当社は、取締役の定数について、15名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

⑨ 自己株式取得の決定機関

当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会決議による自己株式の取得を可能とする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	27	19	29	0
連結子会社	—	—	—	—
計	27	19	29	0

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分しておりませんので、①の金額はこれらの合計額を記載しております。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

アドバイザー業務

④ 【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案した上定めております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」（昭和60年郵政省令第26号）により作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則及び電気通信事業会計規則に基づき、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則及び電気通信事業会計規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」（昭和60年郵政省令第26号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、京都監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は、前連結会計年度及び前事業年度にみずほ監査法人から京都監査法人に交代しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
固定資産		
電気通信事業固定資産		
有形固定資産		
機械設備	148,181	135,881
減価償却累計額	△89,900	△88,562
機械設備（純額）	58,280	47,319
空中線設備	17,017	17,296
減価償却累計額	△5,254	△6,409
空中線設備（純額）	11,763	10,887
建物	1,220	1,536
減価償却累計額	△252	△361
建物（純額）	968	1,175
工具、器具及び備品	2,325	4,648
減価償却累計額	△1,518	△1,932
工具、器具及び備品（純額）	806	2,715
建設仮勘定	2,972	3,614
有形固定資産合計	74,791	65,712
無形固定資産		
施設利用権	17,791	16,162
ソフトウェア	23,460	27,384
のれん	6,871	—
ソフトウェア仮勘定	5,962	15,678
その他の無形固定資産	147	101
無形固定資産合計	54,234	59,326
電気通信事業固定資産合計	129,026	125,038
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
長期前払費用	1,986	1,582
その他の投資及びその他の資産	3,420	4,228
貸倒引当金（貸方）	△1,499	△2,257
投資その他の資産合計	3,907	3,554
固定資産合計	132,934	128,592
流動資産		
現金及び預金	3,459	3,351
売掛金	30,676	23,984
未収入金	26,157	19,356
貯蔵品	6,722	3,890
前払費用	6,339	9,526
その他の流動資産	155	10,824
貸倒引当金（貸方）	△529	△309
流動資産合計	72,982	70,624
資産合計	205,916	199,217

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
固定負債		
社債	35,000	35,000
長期借入金	※1 96,500	※1 69,000
退職給付引当金	322	1
ポイント引当金	787	779
その他の固定負債	852	1,517
固定負債合計	133,462	106,299
流動負債		
1年以内に期限到来の固定負債	※1 7,000	※1 24,500
買掛金	13,229	9,127
未払金	31,196	31,878
未払費用	608	511
未払法人税等	177	192
預り金	196	208
その他の流動負債	825	1,102
流動負債合計	53,234	67,520
負債合計	186,697	173,819
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	12,139	12,139
利益剰余金	1,939	8,014
株主資本合計	19,078	25,153
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△92	△120
評価・換算差額等合計	△92	△120
新株予約権	182	290
少数株主持分	50	74
純資産合計	19,219	25,398
負債・純資産合計	205,916	199,217

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
電気通信事業営業損益		
営業収益	199,520	161,414
営業費用		
営業費	74,945	49,394
施設保全費	24,267	26,385
管理費	6,516	3,157
減価償却費	41,188	30,243
固定資産除却費	2,067	1,586
通信設備使用料	51,014	45,233
租税公課	2,818	4,267
営業費用合計	202,818	160,269
電気通信事業営業利益又は電気通信事業営業損失 (△)	△3,297	1,144
附帯事業営業損益		
営業収益	55,094	41,624
営業費用	46,787	33,794
附帯事業営業利益	8,307	7,829
営業利益	5,009	8,974
営業外収益		
受取利息	197	10
受取保険金	98	130
償却債権回収益	52	62
受取補償金	2,377	1,983
雑収入	115	102
営業外収益合計	2,840	2,289
営業外費用		
支払利息	2,501	2,698
ローン組成費用償却	166	176
債権流動化費用	—	989
金利スワップ評価損	134	—
たな卸資産評価損	2,798	—
雑支出	219	781
営業外費用合計	5,820	4,646
経常利益	2,029	6,617
特別損失		
たな卸資産評価損	—	380
特別損失合計	—	380
税金等調整前当期純利益	2,029	6,237
法人税、住民税及び事業税	116	137
法人税等合計	116	137
少数株主利益	18	24
当期純利益	1,893	6,075

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	5,000	5,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,000	5,000
資本剰余金		
前期末残高	13,167	12,139
当期変動額		
資本剰余金から利益剰余金への振替額	△1,028	—
当期変動額合計	△1,028	—
当期末残高	12,139	12,139
利益剰余金		
前期末残高	△982	1,939
当期変動額		
資本剰余金から利益剰余金への振替額	1,028	—
当期純利益	1,893	6,075
当期変動額合計	2,921	6,075
当期末残高	1,939	8,014
株主資本合計		
前期末残高	17,185	19,078
当期変動額		
当期純利益	1,893	6,075
当期変動額合計	1,893	6,075
当期末残高	19,078	25,153
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	—	△92
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△92	△28
当期変動額合計	△92	△28
当期末残高	△92	△120
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	△92
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△92	△28
当期変動額合計	△92	△28
当期末残高	△92	△120

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
新株予約権		
前期末残高	85	182
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	107
当期変動額合計	97	107
当期末残高	182	290
少数株主持分		
前期末残高	31	50
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18	24
当期変動額合計	18	24
当期末残高	50	74
純資産合計		
前期末残高	17,301	19,219
当期変動額		
当期純利益	1,893	6,075
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23	103
当期変動額合計	1,917	6,178
当期末残高	19,219	25,398

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,029	6,237
減価償却費	41,188	30,243
ローン組成費用償却	166	176
固定資産除却損	1,448	1,021
貸倒引当金の増減額（△は減少）	269	538
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△349	△321
ポイント引当金の増減額（△は減少）	155	△7
受取利息及び受取配当金	△197	△10
支払利息	2,501	2,698
売上債権の増減額（△は増加）	△19,152	12,541
たな卸資産の増減額（△は増加）	1,872	2,832
前払費用の増減額（△は増加）	△143	△3,187
仕入債務の増減額（△は減少）	2,079	△4,102
未払金の増減額（△は減少）	△5,214	△5,740
その他	409	△10,312
小計	27,063	32,607
利息及び配当金の受取額	198	10
利息の支払額	△2,506	△2,697
法人税等の支払額	△109	△133
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,645	29,787
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△16,058	△13,632
無形固定資産の取得による支出	△12,066	△15,075
長期前払費用の増加による支出	△474	△349
有形固定資産の売却による収入	—	8,741
その他	370	44
投資活動によるキャッシュ・フロー	△28,229	△20,271
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△7,000	△10,000
その他	—	376
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,000	△9,623
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△10,583	△107
現金及び現金同等物の期首残高	14,043	3,459
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,459	※1 3,351

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社は、株式会社ウィルコム沖縄1社であります。	同左
2. 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 主として定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 機械設備 6年又は9年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。 ②無形固定資産 定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 のれんについては、5年間で均等償却しております。 ③ _____ ④長期前払費用 定額法	(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 機械設備 9年 (追加情報) 平成20年度の法人税法の改正（電気通信設備の耐用年数が9年に統一）を契機として、機械設備の一部について耐用年数を見直し、当連結会計年度より耐用年数の変更を行っております。 この結果、従来と同一の基準によった場合と比べて当連結会計年度の減価償却費は4,887百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額増加しております。 ②無形固定資産（リース資産を除く） 同左 ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 ④長期前払費用 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(2) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 其他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 ②デリバティブ 時価法 ③たな卸資産 貯蔵品 移動平均法による原価法	(2) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 其他有価証券 時価のないもの 同左 ②デリバティブ 同左 ③たな卸資産 貯蔵品 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法により算 定) (会計方針の変更) 従来、移動平均法による原価法を採用 しておりましたが、当連結会計年度より 「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (企業会計基準第9号平成18年7月5 日公表分)が適用されたことに伴い、移 動平均法による原価法(貸借対照表価 額は収益性の低下に基づく簿価切下げ の方法により算定)を採用しております。 これにより、従来の方法によった場合 に比べて当連結会計年度の営業利益、経 常利益は42百万円減少し、税金等調整前 当期純利益は422百万円減少しております。

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(3) 重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 ②退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 ③ポイント引当金 将来のポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。 (4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (5) ヘッジ会計の方法 ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金 ③ヘッジ方針 金利の変動によるリスク低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。	(3) 重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金 同左 ②退職給付引当金 同左 ③ポイント引当金 同左 (4) ————— (5) ヘッジ会計の方法 ①ヘッジ会計の方法 同左 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ヘッジ方針 同左 ④ヘッジ有効性評価の方法 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(リース取引に関する会計基準) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(連結損益計算書) 前連結会計年度に営業外費用の「雑支出」に含めて表示しておりました「たな卸資産評価損」(前連結会計年度301百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。	(連結損益計算書) 従来、「電気通信事業営業費用」に含めておりました端末販売にかかる販売促進費等については、電気通信事業会計規則の改正に伴い、当連結会計年度より「附帯事業営業費用」に含めることとしました。 この変更に伴い、電気通信事業営業費用は1,935百万円減少し、電気通信事業営業利益及び附帯事業営業費用は同額増加、附帯事業営業利益は同額減少しております。 (連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度は投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「有形固定資産の売却による収入」については、当連結会計年度において重要性が増したため、区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の「有形固定資産の売却による収入」の金額は48百万円であります。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
※ 1. 財務制限条項 タームローン契約に基づく借入金には財務制限条項があり、下記制限条項を確約しております。 (1) 平成18年9月期の末日における単体及び連結の貸借対照表上の旧商法における資本の部の合計に相当する金額を50億円以上に維持する。また、平成19年3月期以降については、各年度の決算期及び中間期（以下、「本・中間決算期」という。）の末日における単体及び連結の貸借対照表上の旧商法における資本の部の合計に相当する金額を、当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表上の旧商法における資本の部の合計に相当する金額又は平成18年3月期の末日における単体及び連結の貸借対照表上の資本の部の金額のいずれか大きい方の75パーセントの金額以上にそれぞれ維持する。 (2) 平成19年3月期以降、各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書上の営業損益、経常損益及び当期損益の各項目に損失が計上されないようにすることを確約する。但し、当該決算期の前決算期（平成19年3月期以降の決算期に限る。）において上記項目全てについて損失の計上がない場合には、当該確約の違反を構成しないものとする。 (3) 平成18年9月期の末日における連結の財務諸表に基づくレバレッジレシオ（注）を5.00以下、平成19年3月期及び9月期の同率を4.00以下、平成20年3月期の同率を3.50以下また、平成20年9月期以降については同率を3.00以下にそれぞれ維持する。 (注) 「レバレッジレシオ」とは、連結有利子負債を連結EBITDAにて除した数値をいう。なお、ここで「連結有利子負債」とは、連結貸借対照表上の短期借入金、1年以内返済予定の長期借入金、長期借入金、社債、割引手形、及びタームローン契約締結時点の会計原則に従って貸借対照表においてファイナンスリース又はキャピタルリースとして扱われる買取特約付リース契約若しくは分割払い購入契約又はその他の契約に関する負債額の総合計額をいい、「連結EBITDA」とは、直近12ヶ月間にかかる連結損益計算書上の営業損益並びに減価償却費、固定資産除却費及びのれんの償却費（減価償却費、固定資産除却費及びのれんの償却費はいずれも営業費用に含まれるものに限られる。）の合計額をいう。	※ 1. 財務制限条項 同左 2. 債権流動化による売掛債権及び未収債権譲渡残高は、12,089百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,186,890	—	—	1,186,890
合計	1,186,890	—	—	1,186,890

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	182
合計		—	—	—	—	—	182

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,186,890	—	—	1,186,890
合計	1,186,890	—	—	1,186,890

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	290
合計		—	—	—	—	—	290

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在) (百万円)	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 3,459	現金及び預金勘定 3,351
現金及び現金同等物 3,459	現金及び現金同等物 3,351

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース資産の内容			
				(ア) 有形固定資産			
				主としてセンター設備(機械設備)であります。			
				(イ) 無形固定資産			
				該当事項はありません。			
				② リース資産の減価償却の方法			
				連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項			
				「4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。			
				なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。			
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
1年内							
1年超							
合計							
(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。							
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額							
支払リース料							
減価償却費相当額							
(4) 減価償却費相当額の算定方法							
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。							
2. オペレーティング・リース取引				(2) 未経過リース料期末残高相当額等			
未経過リース料				未経過リース料期末残高相当額			
1年内				1年内			
1年超				1年超			
合計				合計			
				(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失			
				支払リース料			
				減価償却費相当額			

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
	(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。 2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>1,904百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>5,646百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>7,550百万円</td></tr> </table>	1年内	1,904百万円	1年超	5,646百万円	合計	7,550百万円
1年内	1,904百万円						
1年超	5,646百万円						
合計	7,550百万円						

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成20年3月31日)

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場の外国株式	0

当連結会計年度(平成21年3月31日)

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場の外国株式	0

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、変動金利支払の長期借入金の支払利息の固定化を目的とする金利スワップのみであります。 (2) 取引に対する取組方針 当社グループのデリバティブ取引は、実需を伴う取引に限定した金利の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は一切行わない方針であります。 (3) 取引に係るリスクの内容 当社が利用する金利スワップ取引については、市場金利の変動によるリスクを有しております。 なお、取引の相手方は高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、決裁権限を定めた社内ルールに従い、財務担当部門が決裁担当者による稟議決裁を受けた上で行うこととなっております。 (5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	(1) 取引の内容及び利用目的 同左 (2) 取引に対する取組方針 同左 (3) 取引に係るリスクの内容 同左 (4) 取引に係るリスク管理体制 同左 (5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度（平成20年3月31日）

当社の利用しているデリバティブ取引はすべてヘッジ会計を適用しているため、デリバティブ取引に関する注記を省略しております。

当連結会計年度（平成21年3月31日）

当社の利用しているデリバティブ取引はすべてヘッジ会計を適用しているため、デリバティブ取引に関する注記を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、規約型確定給付企業年金制度（キャッシュバランスプラン）を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務（百万円）	△4,110	△4,558
(2) 年金資産（百万円）	6,780	6,463
(3) 未認識数理計算上の差異（百万円）	△2,988	△1,903
(4) 未認識過去勤務債務（百万円）	△3	△3
(5) 退職給付引当金（百万円）	△322	△1

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(1) 勤務費用（百万円）	401	410
(2) 利息費用（百万円）	76	82
(3) 期待運用収益（百万円）	△141	△142
(4) 数理計算上の差異の費用処理額（百万円）	△253	△225
(5) 過去勤務債務の費用処理額（百万円）	△0	△0
(6) 退職給付費用（百万円）	82	124

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 割引率（％）	2.0	2.0
(2) 期待運用収益率（％）	2.1	2.1
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の処理年数（年）	14	14
(5) 数理計算上の差異の処理年数（年）	翌連結会計年度から14	翌連結会計年度から14

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

電気通信事業営業費用 97百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 株式投資プラン	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社執行役員 8名 当社使用人 852名 子会社取締役 1名 子会社使用人 18名	当社取締役 3名 当社執行役員 8名	当社使用人 978名 子会社取締役 1名 子会社使用人 18名	当社取締役 6名 当社監査役 1名 当社執行役員 3名 当社使用人 8名
ストック・オプション数	普通株式 24,342株	普通株式 2,300株	普通株式 3,264株	普通株式 7,826株
付与日	平成17年9月30日	平成17年10月31日	平成18年4月28日	平成19年6月27日
権利確定条件	平成17年9月16日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する付与契約の定めるところとする。	平成17年9月16日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する付与契約の定めるところとする。	平成18年4月28日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する付与契約の定めるところとする。	平成19年6月26日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する付与契約の定めるところとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年10月1日から 平成27年9月30日まで	平成17年11月1日から 平成27年9月30日まで	平成19年10月1日から 平成27年9月30日まで	平成22年6月27日から 平成29年6月26日まで

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 株式投資プラン	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	19,382	—	3,084	—
付与	—	—	—	7,826
失効	192	—	185	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	19,190	—	2,899	7,826
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	1,700	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 株式投資プラン	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
未行使残	—	1,700	—	—

② 単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 株式投資プラン	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	1	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
公正な評価単価（付与 日）（円）	—	—	—	53,000

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについては、公正な評価単価に代えて、付与日におけるストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積に基づいて会計処理を行っております。なお、本源的価値の見積方法には、DCF法と株価倍率法を併用した方法を用いております。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(5) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

	平成19年ストック・オプション
当連結会計年度末における本源的価値の合計額	187百万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
電気通信事業営業費用 117百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 株式投資プラン	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社執行役員 8名 当社使用人 852名 子会社取締役 1名 子会社使用人 18名	当社取締役 3名 当社執行役員 8名	当社使用人 978名 子会社取締役 1名 子会社使用人 18名	当社取締役 6名 当社監査役 1名 当社執行役員 3名 当社使用人 8名
ストック・オプション数	普通株式 24,342株	普通株式 2,300株	普通株式 3,264株	普通株式 7,826株
付与日	平成17年9月30日	平成17年10月31日	平成18年4月28日	平成19年6月27日
権利確定条件	平成17年9月16日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する付与契約の定めるところとする。	平成17年9月16日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する付与契約の定めるところとする。	平成18年4月28日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する付与契約の定めるところとする。	平成19年6月26日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する付与契約の定めるところとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年10月1日から 平成27年9月30日まで	平成17年11月1日から 平成27年9月30日まで	平成19年10月1日から 平成27年9月30日まで	平成22年6月27日から 平成29年6月26日まで

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 株式投資プラン	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	19,190	—	2,899	7,826
付与	—	—	—	—
失効	286	—	92	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	18,904	—	2,807	7,826

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 株式投資プラン	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	1,700	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	200	—	—
未行使残	—	1,500	—	—

② 単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成17年 株式投資プラン	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	1	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	53,000

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、平成19年ストック・オプションについては、公正な評価単価に代えて、付与日におけるストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積に基づいて会計処理を行っております。なお、本源的価値の見積方法には、DCF法と株価倍率法を併用した方法を用いております。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(5) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

	平成19年ストック・オプション
当連結会計年度末における本源的価値の合計額	—
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (百万円) 税務上の繰越欠損金 13,679 退職給付引当金 130 ポイント引当金 318 たな卸資産評価損 1,212 その他 1,775 繰延税金資産小計 17,115 評価性引当額 △17,115 繰延税金資産合計 —	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (百万円) 税務上の繰越欠損金 12,348 ポイント引当金 315 たな卸資産評価損 288 その他 1,703 繰延税金資産小計 14,655 評価性引当額 △14,655 繰延税金資産合計 —
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.4 (調整) 住民税均等割 2.3 評価性引当額 △ 38.9 その他 2.0 税効果会計適用後の法人税等の負担率 5.8	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.4 (調整) 住民税均等割 0.7 評価性引当額 △39.4 その他 0.5 税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.2

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当連結グループはPHS事業のみを行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当連結グループはPHS事業のみを行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

海外売上高は、いずれも連結営業収益の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

海外売上高は、いずれも連結営業収益の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
その他の関係会社	京セラ株式会社	京都市伏見区	115,703	電子機器、部品の製造・販売他	直接 30.0	1	PHS端末の仕入、基地局設備の仕入等	基地局設備の購入 (注) 2	4,151	未払金	2,027
								PHS端末の購入 (注) 2	14,466	買掛金	4,655
										未払金	113
法人主要株主等	KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	電気通信事業	直接 10.0	—	中継電話網、業務委託回線の使用及び電気通信設備の使用等	受取補償金 (注) 2	887	未収入金	42

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。
2. これら取引の取引条件の決定方法は、一般取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	京セラ株式会社	京都市伏見区	115,703	電子機器、部品の製造・販売他	(被所有) 直接 30.0	PHS端末の仕入、基地局設備の仕入等 役員の兼任	基地局設備の購入 (注) 2	11,322	未払金	9,965
							PHS端末の購入 (注) 2	13,555	買掛金	6,281
									未払金	146
法人主要株主等	KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	電気通信事業	(被所有) 直接 10.0	中継電話網、業務委託回線の使用及び電気通信設備の使用等	受取補償金 (注) 2	1,253	未収入金	132

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。
2. これら取引の取引条件の決定方法は、一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	15,996.72円	21,091.22円
1株当たり当期純利益金額	1,595.59円	5,118.54円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社の株式は非上場であるため市場価格がなく、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。	同左

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益(百万円)	1,893	6,075
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,893	6,075
期中平均株式数(株)	1,186,890	1,186,890
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数31,615個) この詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数31,037個) この詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社ウィルコム	第1回無担保社債	平成年月日 17.6.27	35,000	35,000	年2.35	無担保	平成年月日 24.6.27
合計	—	—	35,000	35,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額については、償還期限一括返済のため記載は省略しております。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	7,000	24,500	1.55	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	215	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	96,500	69,000	1.85	平成23年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	721	—	平成24年3月～ 平成27年3月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	103,500	94,437	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表上に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	69,000	—	—	—
リース債務	211	191	133	94

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 ①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
固定資産		
電気通信事業固定資産		
有形固定資産		
機械設備	148,181	135,881
減価償却累計額	△89,900	△88,562
機械設備（純額）	58,280	47,319
空中線設備	17,017	17,296
減価償却累計額	△5,254	△6,409
空中線設備（純額）	11,763	10,887
建物	1,220	1,536
減価償却累計額	△252	△361
建物（純額）	968	1,175
工具、器具及び備品	2,309	4,632
減価償却累計額	△1,513	△1,925
工具、器具及び備品（純額）	796	2,707
建設仮勘定	2,972	3,614
有形固定資産合計	74,781	65,704
無形固定資産		
施設利用権	17,791	16,162
ソフトウェア	23,460	27,384
のれん	6,871	—
ソフトウェア仮勘定	5,962	15,678
その他の無形固定資産	147	101
無形固定資産合計	54,234	59,326
電気通信事業固定資産合計	129,015	125,031
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	80	80
長期前払費用	1,986	1,582
長期未収入金	—	2,727
その他の投資及びその他の資産	3,420	1,500
貸倒引当金（貸方）	△1,499	△2,257
投資その他の資産合計	3,987	3,633
固定資産合計	133,003	128,664
流動資産		
現金及び預金	3,184	2,949
売掛金	※1 30,698	※1 24,005
未収入金	※1 26,267	※1 19,457
貯蔵品	6,708	3,874
前渡金	110	151
前払費用	6,338	9,525
信託受益権	—	9,132
その他の流動資産	45	1,540
貸倒引当金（貸方）	△529	△309
流動資産合計	72,823	70,326
資産合計	205,826	198,991

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
固定負債		
社債	35,000	35,000
長期借入金	※2 96,500	※2 69,000
リース債務	—	721
退職給付引当金	322	1
ポイント引当金	787	779
その他の固定負債	850	793
固定負債合計	133,459	106,296
流動負債		
1年以内に期限到来の固定負債	※2 7,000	※2 24,500
買掛金	※1 13,229	※1 9,127
リース債務	—	215
未払金	※1 31,338	※1 31,795
未払費用	※1 608	※1 511
未払法人税等	127	139
前受金	819	1,093
預り金	195	207
流動負債合計	53,318	67,591
負債合計	186,778	173,887
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金		
資本準備金	1,493	1,493
その他資本剰余金	10,646	10,646
資本剰余金合計	12,139	12,139
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,819	7,794
利益剰余金合計	1,819	7,794
株主資本合計	18,958	24,934
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△92	△120
評価・換算差額等合計	△92	△120
新株予約権	182	290
純資産合計	19,048	25,103
負債・純資産合計	205,826	198,991

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
電気通信事業営業損益		
営業収益	※1 197,717	※1 159,896
営業費用		
営業費	74,328	48,905
施設保全費	24,082	26,174
管理費	6,516	3,157
減価償却費	40,895	30,010
固定資産除却費	2,054	1,573
通信設備使用料	50,527	44,802
租税公課	2,805	4,240
営業費用合計	201,210	158,863
電気通信事業営業利益又は電気通信事業営業損失(△)	△3,492	1,032
附帯事業営業損益		
営業収益	※1 56,356	※1 42,610
営業費用	※1 48,023	※1 34,887
附帯事業営業利益	8,332	7,722
営業利益	4,839	8,755
営業外収益		
受取利息	147	9
有価証券利息	49	0
受取保険金	98	130
償却債権回収益	52	62
受取補償金	2,377	1,983
雑収入	114	101
営業外収益合計	2,840	2,289
営業外費用		
支払利息	1,680	1,874
社債利息	820	823
ローン組成費用償却	166	176
債権流動化費用	—	989
金利スワップ評価損	134	—
たな卸資産評価損	2,792	—
雑支出	219	778
営業外費用合計	5,814	4,642
経常利益	1,865	6,401
特別損失		
たな卸資産評価損	—	380
特別損失合計	—	380
税引前当期純利益	1,865	6,021
法人税、住民税及び事業税	46	45
法人税等合計	46	45
当期純利益	1,819	5,975

【電気通信事業営業費用明細表】

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	事業費 (百万円)	管理費 (百万円)	計 (百万円)	事業費 (百万円)	管理費 (百万円)	計 (百万円)
人件費	(注) 2	7,310	2,273	9,583	7,667	1,848	9,515
経費		89,639	4,242	93,882	66,415	1,308	67,724
消耗品費		710	119	829	762	83	845
借料・損料		13,582	313	13,896	16,759	228	16,987
保険料		99	21	120	120	22	143
光熱水道料		3,296	14	3,311	3,465	8	3,474
修繕費		1,806	3	1,809	1,470	1	1,472
旅費交通費		243	119	362	260	77	338
通信運搬費		3,622	78	3,700	3,073	29	3,103
広告宣伝費		8,749	17	8,766	5,525	12	5,537
交際費		38	17	56	21	12	34
厚生費		241	61	303	221	40	262
作業委託費		21,704	3,363	25,068	22,800	691	23,491
雑費		35,543	112	35,655	11,931	99	12,031
業務委託費		21	—	21	22	0	22
貸倒損失	(注) 3	1,439	—	1,439	974	—	974
小計		98,410	6,516	104,927	75,079	3,157	78,237
減価償却費				40,895			30,010
固定資産除却費				2,054			1,573
通信設備使用料				50,527			44,802
租税公課				2,805			4,240
合計				201,210			158,863

(注) 1. 事業費には、営業費及び施設保全費が含まれております。

2. 人件費には、退職給付費用が前事業年度69百万円、当事業年度111百万円が含まれております。

3. 貸倒損失には、貸倒引当金繰入額が前事業年度△15百万円、当事業年度△336百万円が含まれております。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	5,000	5,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,000	5,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,493	1,493
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,493	1,493
その他資本剰余金		
前期末残高	11,674	10,646
当期変動額		
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替額	△1,028	—
当期変動額合計	△1,028	—
当期末残高	10,646	10,646
資本剰余金合計		
前期末残高	13,167	12,139
当期変動額		
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替額	△1,028	—
当期変動額合計	△1,028	—
当期末残高	12,139	12,139
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△1,028	1,819
当期変動額		
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替額	1,028	—
当期純利益	1,819	5,975
当期変動額合計	2,847	5,975
当期末残高	1,819	7,794
利益剰余金合計		
前期末残高	△1,028	1,819
当期変動額		
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替額	1,028	—
当期純利益	1,819	5,975
当期変動額合計	2,847	5,975
当期末残高	1,819	7,794

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	17,139	18,958
当期変動額		
その他資本剰余金からその他利益剰余金 への振替額	—	—
当期純利益	1,819	5,975
当期変動額合計	1,819	5,975
当期末残高	18,958	24,934
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	—	△92
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純 額）	△92	△28
当期変動額合計	△92	△28
当期末残高	△92	△120
評価・換算差額等合計		
前期末残高	—	△92
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純 額）	△92	△28
当期変動額合計	△92	△28
当期末残高	△92	△120
新株予約権		
前期末残高	85	182
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	107
当期変動額合計	97	107
当期末残高	182	290
純資産合計		
前期末残高	17,224	19,048
当期変動額		
当期純利益	1,819	5,975
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	78
当期変動額合計	1,824	6,054
当期末残高	19,048	25,103

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 主として定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 機械設備 6年又は9年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 のれんについては、5年間で均等償却しております。 (3) _____ (4) 長期前払費用 定額法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 機械設備 9年 (追加情報) 平成20年度の法人税法の改正（電気通信設備の耐用年数が9年に統一）を契機として、機械設備の一部について耐用年数を見直し、当事業年度より耐用年数の変更を行っております。 この結果、従来と同一の基準によった場合と比べて当事業年度の減価償却費は4,887百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額増加しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (4) 長期前払費用 同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のないもの 同左
3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 同左

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 移動平均法による原価法	貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） （会計方針の変更） 従来、移動平均法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 これにより、従来の方法によった場合に比べて当事業年度の営業利益、経常利益は42百万円減少し、税引前当期純利益は422百万円減少しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 (3) ポイント引当金 将来のポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左 (3) ポイント引当金 同左
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	—————

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
7. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金 (3) ヘッジ方針 金利の変動によるリスク低減のため、 対象債務の範囲内でヘッジをおこなっ ております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動 の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フ ロー変動の累計を四半期ごとに比較し、 両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの 有効性を評価しております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
8. その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税 抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(リース取引に関する会計基準) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これによる、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度に流動負債の「その他の流動負債」に含めて表示しておりました「前受金」(前事業年度190百万円)は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 (損益計算書) 前事業年度に営業外費用の「雑支出」に含めて表示しておりました「たな卸資産評価損」(前事業年度301百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。	(貸借対照表) 前事業年度に投資その他の資産の「その他の投資及びその他の資産」に含めておりました「長期未収入金」(前事業年度1,875百万円)は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 (損益計算書) 従来、「電気通信事業営業費用」に含めておりました端末販売にかかる販売促進費等については、電気通信事業会計規則の改正に伴い、当事業年度より「附帯事業営業費用」に含めることとしました。 この変更に伴い、電気通信事業営業費用は1,935百万円減少し、電気通信事業営業利益及び附帯事業営業費用は同額増加、附帯事業営業利益は同額減少しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
※1. 関係会社に対する債権・債務 短期金銭債権 200百万円 短期金銭債務 7,403百万円 ※2. 財務制限条項 タームローン契約に基づく借入金には財務制限条項があり、下記制限条項を確約しております。 (1) 平成18年9月期の末日における単体及び連結の貸借対照表上の旧商法における資本の部の合計に相当する金額を50億円以上に維持する。また、平成19年3月期以降については、各年度の決算期及び中間期（以下、「本・中間決算期」という。）の末日における単体及び連結の貸借対照表上の旧商法における資本の部の合計に相当する金額を、当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表上の旧商法における資本の部の合計に相当する金額又は平成18年3月期の末日における単体及び連結の貸借対照表上の資本の部の金額のいずれか大きい方の75パーセントの金額以上にそれぞれ維持する。 (2) 平成19年3月期以降、各年度の決算期に係る単体及び連結の損益計算書上の営業損益、経常損益及び当期損益の各項目に損失が計上されないようにすることを確約する。但し、当該決算期の前決算期（平成19年3月期以降の決算期に限る。）において上記項目全てについて損失の計上がない場合には、当該確約の違反を構成しないものとする。 (3) 平成18年9月期の末日における連結の財務諸表に基づくレバレッジレシオ（注）を5.00以下、平成19年3月期及び9月期の同率を4.00以下、平成20年3月期の同率を3.50以下また、平成20年9月期以降については同率を3.00以下にそれぞれ維持する。 (注)「レバレッジレシオ」とは、連結有利子負債を連結EBITDAにて除した数値をいう。なお、ここで「連結有利子負債」とは、連結貸借対照表上の短期借入金、1年以内返済予定の長期借入金、長期借入金、社債、割引手形、及びタームローン契約締結時点の会計原則に従って貸借対照表においてファイナンスリース又はキャピタルリースとして扱われる買取特約付リース契約若しくは分割払い購入契約又はその他の契約に関する負債額の総合計額をいい、「連結EBITDA」とは、直近12ヶ月間にかかる連結損益計算書上の営業損益並びに減価償却費、固定資産除却費及びのれんの償却費（減価償却費、固定資産除却費及びのれんの償却費はいずれも営業費用に含まれるものに限られる。）の合計額をいう。 3. _____	※1. 関係会社に対する債権・債務 短期金銭債権 150百万円 短期金銭債務 16,914百万円 ※2. 財務制限条項 同左 3. 債権流動化による売掛債権及び未収債権譲渡残高は、12,089百万円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1. 関係会社に対する注記 関係会社に対する売上高 1,720百万円 関係会社に対する営業費用 17,107百万円	※1. 関係会社に対する注記 関係会社に対する売上高 1,370百万円 関係会社に対する営業費用 14,559百万円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース資産の内容			
				(ア) 有形固定資産			
				主としてセンター設備(機械設備)であります。			
				(イ) 無形固定資産			
				該当事項はありません。			
				② リース資産の減価償却の方法			
				重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。			
				なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。			
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
1 年内							
1 年超							
合計							
(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。							
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額							
支払リース料							
減価償却費相当額							
(4) 減価償却費相当額の算定方法							
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。							
2. オペレーティング・リース取引				(2) 未経過リース料期末残高相当額等			
未経過リース料				未経過リース料期末残高相当額			
1 年内				1 年内			
1 年超				1 年超			
合計				合計			
				(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失			
				支払リース料			
				減価償却費相当額			

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)						
	(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。 2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>1,904百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>5,646百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>7,550百万円</td></tr> </table>	1年内	1,904百万円	1年超	5,646百万円	合計	7,550百万円
1年内	1,904百万円						
1年超	5,646百万円						
合計	7,550百万円						

(有価証券関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度 (平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																																														
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>(百万円)</td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>13,679</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>130</td></tr> <tr> <td>ポイント引当金</td><td>318</td></tr> <tr> <td>たな卸資産評価損</td><td>1,212</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,770</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>17,111</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△17,111</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td></td><td>(%)</td></tr> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.4</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>2.5</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△ 42.6</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2.2</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>2.5</td></tr> </table>	繰延税金資産	(百万円)	税務上の繰越欠損金	13,679	退職給付引当金	130	ポイント引当金	318	たな卸資産評価損	1,212	その他	1,770	繰延税金資産小計	17,111	評価性引当額	△17,111	繰延税金資産合計	—		(%)	法定実効税率	40.4	(調整)		住民税均等割	2.5	評価性引当額	△ 42.6	その他	2.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.5	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>(百万円)</td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>12,348</td></tr> <tr> <td>ポイント引当金</td><td>315</td></tr> <tr> <td>たな卸資産評価損</td><td>287</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,698</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>14,649</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△14,649</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td></td><td>(%)</td></tr> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.4</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△40.9</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>0.8</td></tr> </table>	繰延税金資産	(百万円)	税務上の繰越欠損金	12,348	ポイント引当金	315	たな卸資産評価損	287	その他	1,698	繰延税金資産小計	14,649	評価性引当額	△14,649	繰延税金資産合計	—		(%)	法定実効税率	40.4	(調整)		住民税均等割	0.8	評価性引当額	△40.9	その他	0.5	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8
繰延税金資産	(百万円)																																																														
税務上の繰越欠損金	13,679																																																														
退職給付引当金	130																																																														
ポイント引当金	318																																																														
たな卸資産評価損	1,212																																																														
その他	1,770																																																														
繰延税金資産小計	17,111																																																														
評価性引当額	△17,111																																																														
繰延税金資産合計	—																																																														
	(%)																																																														
法定実効税率	40.4																																																														
(調整)																																																															
住民税均等割	2.5																																																														
評価性引当額	△ 42.6																																																														
その他	2.2																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.5																																																														
繰延税金資産	(百万円)																																																														
税務上の繰越欠損金	12,348																																																														
ポイント引当金	315																																																														
たな卸資産評価損	287																																																														
その他	1,698																																																														
繰延税金資産小計	14,649																																																														
評価性引当額	△14,649																																																														
繰延税金資産合計	—																																																														
	(%)																																																														
法定実効税率	40.4																																																														
(調整)																																																															
住民税均等割	0.8																																																														
評価性引当額	△40.9																																																														
その他	0.5																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8																																																														

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	15,895.25円	20,905.92円
1株当たり当期純利益金額	1,532.68円	5,034.71円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社の株式は非上場であるため市場価格がなく、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。	同左

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益(百万円)	1,819	5,975
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,819	5,975
期中平均株式数(株)	1,186,890	1,186,890
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数31,615個) この詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数31,037個) この詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
機械設備	148,181	12,687	24,987	135,881	88,562	10,783	47,319
空中線設備	17,017	540	261	17,296	6,409	1,262	10,887
建物	1,220	350	34	1,536	361	117	1,175
工具、器具及び備品	2,309	2,428	105	4,632	1,925	480	2,707
建設仮勘定	2,972	11,716	11,074	3,614	—	—	3,614
計	171,702	27,723	36,464	162,962	97,257	12,645	65,704
無形固定資産							
施設利用権	23,620	42	—	23,663	7,501	1,672	16,162
ソフトウェア	49,683	12,591	53	62,221	34,837	8,651	27,384
のれん	34,358	—	—	34,358	34,358	6,871	—
ソフトウェア仮勘定	5,962	15,062	5,347	15,678	—	—	15,678
その他の無形固定資産	172	4	42	134	32	8	101
計	113,797	27,701	5,443	136,055	76,729	17,203	59,326
投資その他の資産							
投資有価証券	0	—	—	0	—	—	0
関係会社株式	80	—	—	80	—	—	80
長期前払費用	3,787	583	452	3,919	2,336	568	1,582
長期未収入金	1,875	3,366	2,514	2,727	—	—	2,727
その他の投資及びその他の資産	1,544	39	83	1,500	—	—	1,500
貸倒引当金	△1,499	△2,257	△1,499	△2,257	—	—	△2,257
計	5,788	1,733	1,551	5,970	2,336	568	3,633

- (注) 1. 機械設備の主な増加は基地局設備であります。
2. 機械設備の主な減少は通信設備の流動化によるものであります。
3. 建設仮勘定の主な増加は、機械設備以下の各固定資産への投資額であります。
4. 建設仮勘定の主な減少は、機械設備以下の各固定資産への振替額であります。
5. 工具、器具及び備品の主な増加は次世代試験設備とネットワーク更改設備によるものであります。
6. ソフトウェアの主な増加は基地局用のソフトウェア制作費であります。
7. ソフトウェア仮勘定の主な増加は次世代基地局用のソフトウェア制作費であります。

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2,028	2,566	1,513	514	2,566
ポイント引当金	787	291	298	—	779
退職給付引当金	322	124	445	—	1

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は洗替による減少額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	10
預金	
普通預金	2,920
郵便貯金	19
小計	2,939
合計	2,949

ロ 売掛金

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	次期繰越高 （百万円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) 365
30,698	212,632	219,326	24,005	90.13	46.9

(注) 1. 上記金額には消費税等が含まれております。

2. 電気通信事業法第4条「秘密の保護」との関係において、相手先別の内訳は記載しておりません。

ハ 未収入金

区分	金額（百万円）
PHS端末等割賦債権	14,968
その他	4,489
合計	19,457

ニ 貯蔵品

区分	金額（百万円）
PHS端末	3,874
合計	3,874

② 負債の部

イ 社債 35,000百万円

内訳は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 ⑤連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

ロ 長期借入金

相手先	金額（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	12,972
株式会社みずほコーポレート銀行	12,972
農林中央金庫	10,350

相手先	金額（百万円）
その他	32,706
合計	69,000

ハ 1年以内に期限到来の固定負債

相手先	金額（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,606
株式会社みずほコーポレート銀行	4,606
農林中央金庫	3,675
その他	11,613
合計	24,500

ニ 買掛金

相手先	金額（百万円）
京セラ株式会社	6,281
シャープ株式会社	1,189
日本無線株式会社	729
株式会社東芝	330
株式会社ネットインデックス	315
その他	279
合計	9,127

ホ 未払金

項目	金額（百万円）
設備代金	17,799
通信設備使用料	4,599
販売代理店への支払代金	3,489
その他	5,907
合計	31,795

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券及び100株券並びに取締役会が定めるその他の種類の株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店 証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店 無料 1枚につき印紙税相当額
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	— — — —
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.willcom-inc.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書の訂正報告書

平成20年6月12日関東財務局長に提出。

事業年度（第2期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成20年6月12日関東財務局長に提出。

事業年度（第3期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第4期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月23日関東財務局長に提出。

(4) 半期報告書

平成20年12月19日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月16日

株式会社ウィルコム
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 味谷 祐司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴田 篤
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィルコムの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィルコム及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

株式会社ウィルコム
取締役会御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 柴田 篤
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 透
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィルコムの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィルコム及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社及び連結子会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月16日

株式会社ウィルコム
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 味谷 祐司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴田 篤
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィルコムの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィルコムの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

株式会社ウィルコム
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 柴田 篤
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 透
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィルコムの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィルコムの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。